

平成 19 年 6 月 14 日
金 融 庁

平成 17 年度政策評価結果の政策への反映状況

我が国の行政においては、政策評価を実施するとともに、その評価結果を政策に適切に反映させ、政策に不断の見直しや改善を加えることにより、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政を実現することが求められています。こうしたことから、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第 11 条においては、各行政機関は、政策評価の結果の政策への反映状況を公表することとされています。

金融庁においては、平成 17 年度実績評価書（評価対象期間：平成 17 年 7 月～18 年 6 月）、平成 18 年度事業評価書（対象事業：平成 19 年度概算要求に係る新規・拡充事業）及び平成 18 年度事後事業評価書（対象事業：過去に事前評価を実施し、平成 17 年度に効果が発現した事業）を平成 18 年 8 月 31 日に公表したところですが、今般、上記法律を踏まえ、政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめましたので、公表いたします。

表1 金融庁の政策評価に関する計画の策定状況

計画の名称		金融庁における政策評価に関する基本計画 (平成14年4月1日策定) 平成14年9月13日改正 平成15年7月1日改正 平成16年7月7日改正 平成17年7月26日改正 平成18年7月10日改正
計画の 主な規 定内容	① 計画期間	○ 平成15年7月1日から20年6月30日まで(平成15年7月1日改正)
	② 事前評価の対象等	○ 事前評価は、事業評価の方式を基本とする。 ○ 評価の対象は、次のとおり i 法令に基づき評価が義務付けられている政策に該当するもの ii 規制の新設など金融庁において新規に開始又は拡充される事業(予算、規制、法令等)
	③ 事後評価の対象等	○ 事後評価は、実績評価、総合評価及び事業評価の方式を基本とする。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおりとする。 実績評価: 金融庁の任務を達成するために重要な政策を対象 総合評価: 新規に開始した制度等で一定期間を経過した政策又は社会的状況の急激な変化等により見直しが必要とされる政策を対象 事業評価: 法第7条第2項第2号に該当する政策(総合評価の方式を適用するものを除く。)及び事業評価の方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたものを対象
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算・機構定員、法令審査等を担当する部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、新規の政策の立案又は現行の政策の見直しに活用することにより、評価結果を政策へ適切に反映させるものとする。
	⑤ 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課とし、金融庁のホームページ等において意見を受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。
計画の名称		平成17年度金融庁政策評価実施計画 (平成17年7月26日策定) 平成17年8月31日改正
計画の 主な規 定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)及び評価の方式	○ 実績評価:28政策 ○ 総合評価:1つのテーマ
	② 未着手・未了(法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの)	該当する政策なし
	③ その他の政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)	該当する政策なし
計画の名称		平成18年度金融庁政策評価実施計画 (平成18年7月10日策定)
計画の 主な規 定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)及び評価の方式	○ 事業評価:過去に事前評価を実施し平成18年度に効果が発現する事業(モデル事業を含む) ○ 実績評価:26政策 ○ 総合評価:1つのテーマ
	② 未着手・未了(法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの)	該当する政策なし
	③ その他の政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)	該当する政策なし

表2 金融庁における政策評価の実施状況等の概要(総括表)

政策評価の対象としてしようとした政策の区分		評価実施件数 (評価を実施中のもの)	政策評価の結果の内 訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内 訳別件数		
事前評価		事業評価:4件	—	① 評価結果を踏まえ、評価対象事業(施策)を実施することとした(実施することを予定)。 ・うち概算要求に反映したもの 4 ・うち機構・定員要求に反映したもの 0 - 機構要求に反映したもの 0 - 定員要求に反映したもの 0 ② 評価結果を踏まえ、新規事業(施策)を実施しないこととした(実施しない予定、又は見送った)。 0		
事後評価	法第7条第2項第1号	事業評価:5件	そのまま継続が妥当	5	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした。 5	
			継続するが改善・見直しが妥当	0	② 評価結果を踏まえ、当該政策を継続するが計画の見直しを行うこととした。 0	
			廃止、中止又は休止が妥当	0	③ 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、休止又は中止した。 0	
	実績評価:28件	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある。	10	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした。 ・うち概算要求に反映したもの 12	17	
			17	② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行うこととした。 ・うち概算要求に反映したもの 8 ・うち税制改正要望に反映したもの 1 ・うち評価対象政策の重点化等を行ったもの 2	11	
		現時点では成果の発現は予定されていないが、引き続きこれまでの取組を進めていく必要がある。	1	—	—	2
				—	—	1
				—	—	1
		③ 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、中止又は休止した(廃止、中止又は休止する予定) 0	④ 機構・定員要求に反映したもの 14 ・うち機構要求に反映したもの 7 ・うち定員要求に反映したもの 14			
		(総合評価:1件)	—	—	—	
法第7条第2項第2号イ	該当する政策なし	—	—	—		

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数 (評価を実施中のもの)	政策評価の結果の内 訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の 内訳別件数	
	法第7条 第2項第 2号ロ	該当する政策なし	—	—	—
	法第7条 第2項第 3号	該当する政策なし	—	—	—

(注) 事後評価の「事業評価:5件」には、モデル事業2件を含む。

表3-1 金融庁における政策一覧

I 平成18年度事業評価の評価結果に基づく反映状況

No	事業名
1	「金融庁業務支援統合システム(仮称)」の構築等
2	パーゼルⅡの国内実施に伴う分析支援情報システム機能の整備
3	証券短期売買システムの開発
4	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化

II 平成18年度事後事業評価の評価結果に基づく反映状況

No	事業名
1	行政情報化の効率的な推進
2	有価証券報告書等の企業内容等の開示書類の電子化
3	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化
4	地域再生計画と連携した投資家教育プロジェクト
5	新興市場国当局者を対象とした金融行政研修

III 平成17年度実績評価の評価結果に基づく反映状況

法定任務	基本目標	重点目標	政策	No
I 金融機能の安定	1 金融機関が健全に経営されていること	(1) 金融機関の自主的・持続的な取り組みによる経営力強化が促進されること	① リスク管理の高度化の推進	1
			② 地域密着型金融の機能強化の推進	2
			③ 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	3
			④ 効果的なオフサイト・モニタリングの実施等	4
			⑤ 資本増強の経営の健全化及び金融機能強化法の適切な運用	5
	2 金融システムの安定が確保されていること	(1) 金融システムの安定が確保されていること (2) 国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等	① システムリスクの未然防止及びペイオフ全面解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備	6
			① 国際的な金融監督のルール策定等への貢献	7
			② 新興市場国の金融当局への技術支援	8
II 預金者、保険契約者、投資者等の保護	1 国民が金融サービスを適切に利用できること	(1) 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること	① 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	9
		(2) 国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していること	② 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	10
		(3) 企業内容の情報開示の充実等を通じて国民の市場に対する信頼が高まること	① 証券取引法に基づくディスクロージャーの充実 ② 会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化 ③ 公認会計士監査の充実・強化	11 12 13
	2 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること	(1) 金融機関等の法令遵守態勢が確立されていること	① 金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応	14
	3 市場が公正であること	(1) 証券市場において取引の公正が確保されていること	① 証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の徹底摘発、並びに証券市場における公正な価格形成等の確保	15

法定任務	基本目標	重点目標	政策	No
Ⅲ 円滑な金融等	1 我が国金融が環境の変化に適切に対応できていること	(1) 市場機能を活用した資金仲介・資源配分の発展が促されること	① 個人投資家の参加拡大	16
		(2) 金融インフラ等がIT化等に対応したもとなっていること	① 証券市場等の機能拡充	17
			② ITの戦略的活用	18
		(3) 我が国金融市場の国際的地位が向上すること	① 金融インフラ等の国際化への対応	19
		(4) 企業金融が円滑に行われ、地域経済へ貢献していること	① 中小企業金融の円滑化	20
	(5) 金融システムが「官から民へ」の改革に対応したもとなっていること	① 「官から民へ」の改革に対する適切な対応	21	
	2 金融機関の企業活動が活発に行われていること	(1) 自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われ、競争環境が整備されること	① 多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計	22
			② 金融行政の透明性・予測可能性の向上	23
	3 金融機関等が犯罪に利用されないこと	(1) 金融機関等がマネー・ロンダリングなどの金融犯罪に利用されないこと	① マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策の強化	24
			② 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	25

(業務支援基盤整備に係る政策)

分野	課題	政策	No
1 人的資源	(1) 専門性の高い人材の育成・強化	① 人材の育成・強化のための諸施策等の実施	26
2 情報	(1) 行政事務の効率化のための情報化	① 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	27
	(2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	① 専門性の高い調査研究の実施	28

表3-2 金融庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況(個表)

1 事前評価

(1) 事業評価方式を用いて、平成19年度概算要求に係る新規・拡充事業を対象として評価を実施し、その結果を平成18年8月31日に、「平成18年度事業評価書」として公表

No. 1	政策の名称	「金融庁業務支援統合システム(仮称)」の構築等
	政策評価の結果の概要	当事業により構築されるシステムは、銀行法等に基づき行われる金融機関等の検査・監督業務及び証券取引法等に基づき行われる証券取引等監視等の業務の適切な実施を支援するものである。 「今後の行政改革の方針」(平成16年12月閣議決定)において、「各府省は業務・システムの最適化計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施し、経費や業務処理時間の削減などの効果を上げる」こととされていることから、早急に実施する必要がある。
	政策評価の結果の政策への反映状況	「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」(平成18年3月金融庁行政情報化推進委員会決定)に基づき、金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務における業務・システムの見直し等を行い、経費の削減と業務処理時間の短縮の効果を上げるため、19年度から20年度に当該システムの設計・開発を行うこととし、その必要な経費について、19年度予算要求を行うこととした。 当該システムの構築を19年度から20年度の2年間に亘り実施するため、19年度予算要求を行い、予算措置(550百万円)されるとともに、予算執行の弾力措置として国庫債務負担行為が手当てされた。
No. 2	政策の名称	バーゼルⅡの国内実施に伴う分析支援情報システム機能の整備
	政策評価の結果の概要	平成18年度末よりバーゼルⅡ(国際的に活動する銀行の自己資本比率に関する国際統一基準)が実施され、金融機関のリスク管理手法の適切性について十分な検証を行うことが求められているところである。 そこで、迅速かつ的確な検査を実施し、深度ある検証を行うためには、推計値の妥当性の検証等、金融機関のリスク管理手法の適切性について検証するための分析支援システムを早急に整備する必要がある。
	政策評価の結果の政策への反映状況	信用リスクにおいて内部格付手法を採用する金融機関、市場リスクにおいて内部モデルを採用する金融機関、オペレーショナル・リスクにおいて先進的計測手法を採用する金融機関などを対象とした検証システムを整備するために、平成19年度予算要求を行い、予算措置(9百万円)された。
No. 3	政策の名称	証券短期売買システムの開発
	政策評価の結果の概要	上場会社等の役員等による自社株等の売買報告制度については、現在は旧式のシステムにより業務が行われているところであるが、新しいシステムを開発し、新システムに円滑に移行することにより、当該業務をより迅速かつ的確に実施することが可能である。
	政策評価の結果の政策への反映状況	証券短期売買システムの開発のため、新たに平成19年度予算要求を行い、予算措置(28百万円)された。
No. 4	政策の名称	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化
	政策評価の結果の概要	コンピュータ・システムを活用することで、監督部局の限られた人員により、検査と検査の間においても金融機関の経営状況の継続的な把握などのオフサイト・モニタリング(※)を的確に実施することが可能となった。平成16年10月より預金取扱金融機関を対象に利用を開始した新システムでは、データを暗号化し、オンラインでデータ徴求を行うことが可能となった。これにより、事務の効率化や利便性の向上が図られるとともに、情報管理面においても安全性が向上した。また、新システムは、財務事務所まで展開されたことから、中小・地域金融機関への深度あるモニタリングをタイムリーに実施できるようになった。 預金取扱金融機関と同様の効果を得るため、証券会社及び保険会社についても、新システムへの移行を進める。 新たな制度改正に伴う各種分析機能の強化等を実施することにより、各金融機関の経営に関する情報の的確な把握・分析等の効果が一層高まるが見込まれる。 ※ オフサイト・モニタリングとは、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に関する問題を早期に発見するとともに、必要

		に応じて監督上の対応を行うこと。
	政策評価の結果の政策への反映状況	引き続き、コンピュータ・システムの機能強化を図ることとし、以下のような措置を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 18年10月、証券会社を新システムへ移行した。 ・ 19年4月、保険会社を新システムへ移行した。 ・ システムの保守・運用、及び新たな制度改正等に伴う徴求項目の追加・変更、分析手法の変更等に対応するため、19年度予算要求を行い、予算措置(239百万円)された。

2 事後評価

- (1) 事業評価方式を用いて、「平成18年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、過去に事業評価(事前評価)を実施し、平成18年度に効果が発現する事業のうち次の5事業を対象として、評価を実施し、その結果を平成18年8月31日に、「平成18年度事後事業評価書」として公表

No. 1	政策の名称	行政情報化の効率的な推進
	政策評価の結果の概要	業務・システムの最適化計画を策定するにあたり、限られた人員により行政情報化の事務を効率的に行うため、高度な専門性を有するシステム分析の外部委託や行政情報化推進のための支援・助言を受けたことは、事務運営上、適正な手段であった。 「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める」とされており、引き続き策定された業務・システム最適化計画の下、最適化の実施に向けてシステム設計・開発を行う必要がある。
	政策評価の結果の政策への反映状況	「電子政府構築計画」において、「平成17年度末までのできる限り早期に、各業務・システムに係る最適化計画を策定する」とされていること等を受け、専門的な能力を有する外部のコンサルティング業者に現行の業務・システム分析支援を依頼し、17年6月に業務・システムの見直し方針を策定し、さらに18年3月に当庁の主要業務・システムについて、経費削減と業務処理時間の短縮を見込んだ業務・システムの最適化計画を策定した。 <最適化計画> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画 ・ 疑わしい取引の届出に関する業務の業務・システム最適化計画 ・ 有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画 ・ 金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画
No. 2	政策の名称	有価証券報告書等の企業内容等の開示書類の電子化
	政策評価の結果の概要	企業内容等の開示制度は、有価証券の投資判断資料の提供という証券取引の根幹を成しており、それが効率的に運営されることは、公正で透明な証券市場の維持と幅広い投資者保護のために必要不可欠なものである。 企業内容等の開示制度の電子化の推進により、EDINET(証券取引法に基づく電子開示システム)情報公開サイトへのアクセス件数が大幅に上昇しており、提出会社等の事務負担の軽減、投資家等による企業情報へのアクセスの公平・迅速化に繋がり、それに伴う投資の拡大や発行体企業の資金調達効率化向上が見込まれ、ひいては証券市場の活性化にも資するものとして、引き続き、当該事業を実施する必要があると考えている。
	政策評価の結果の政策への反映状況	引き続き証券取引法関連法令の改正(公開買付制度・大量保有報告制度見直し等)に伴う対応等、システム基盤の整備を行った。 EDINET情報公開サイトへのアクセス件数(月平均)は、平成18年4月から19年3月には約299,000件となり、17年4月から18年3月の約245,000件を大幅に上回った。また、EDINETによる開示書類等の提出会社数(内国会社)は、19年3月末には延べ約5,200社となり、18年3月末の延べ約5,000社から増加した。
No. 3	政策の名称	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化
	政策評価の結果の概要	コンピュータ・システムを活用することで、監督部局の限られた人員により、検査と検査の間においても金融機関の経営状況の継続的な把握などのオフサイト・モニタリングを的確に実施することが可能となった。

		<p>平成16年10月より預金取扱金融機関を対象に利用を開始した新システムでは、データを暗号化し、オンラインでデータ徴求を行うことが可能となった。これにより、事務の効率化や利便性の向上が図られるとともに、情報管理面においても安全性が向上した。また、新システムは、財務事務所まで展開されたことから、中小・地域金融機関への深度あるモニタリングをタイムリーに実施できるようになった。</p> <p>預金取扱金融機関と同様の効果を得るため、証券会社及び保険会社についても、新システムへの移行を進める。</p> <p>新たな制度改正に伴う各種分析機能の強化等を実施することにより、各金融機関の経営に関する情報の的確な把握・分析等の効果が一層高まることを見込まれる。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<p>引き続き、コンピュータ・システムの機能強化を図ることとし、以下のような措置を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 18年10月、証券会社を新システムへ移行した。 ・ 19年4月、保険会社を新システムへ移行した。
No. 4	政策の名称	地域再生計画と連携した投資家教育プロジェクト
	政策評価の結果の概要	<p>地域再生計画は、地域の特性を踏まえた自治体の主体的かつ計画的な地域再生の取り組みを国として支援するものである。投資家教育プロジェクトは、「地域再生推進のためのプログラム」に掲げられた、国が講じるべき支援措置（「金融経済教育を考えるシンポジウム」の開催、研修講師の派遣等）を実施するものであり、国で行う必要がある。</p> <p>本件プロジェクトとして、平成17年12月及び18年1月に実施したシンポジウムの参加者にアンケートを行った結果、当初掲げた目標以上に多くの方から「シンポジウムの内容を理解できた」、「シンポジウムの前に比べ投資意欲、投資についての学習意欲が湧いた」との回答を得ており、着実に国民の金融に関する知識・理解を深める効果を挙げたものと考えられる。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<p>本件プロジェクトは、地域再生計画の認定を受けた自治体に対して、その要請を受けて講師の派遣等の支援措置を講ずるものであるが、平成18年度においては、派遣要請がなかったことから講師派遣等を行っていない。今後、自治体の要請があれば、引き続き支援を行っていく。</p>
No. 5	政策の名称	新興市場国当局者を対象とした金融行政研修
	政策評価の結果の概要	<p>本事業は、我が国を含むアジア地域の金融システムの安定性の向上を目的とするものであり、高い公益性を有しているとともに、新興市場国の金融行政当局の担当者を対象に実施す国が行うべき業務である。</p> <p>金融システムの安定や発展は、金融制度の改善や金融行政当局の規制・監督能力の向上、金融インフラの整備、民間の取り組み等様々な要因が関連して実現されるものであり、本研修の実施による効果を定量的に把握する事は困難であるが、金融行政研修終了後に行ったアンケート調査の結果から、研修内容が「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」であり、「研修内容を他の担当者と共有した」ことが確認されており、研修成果は新興市場国の金融当局の能力向上に寄与したものと考えている。</p> <p>金融機関の活動や金融取引の国際化が進展していく中で、新興市場国の金融システムの安定は、我が国を含めた国際金融システムの安定に欠かせないものとなっている。また、経済連携協定交渉が進展するなど、アジアの新興市場国との経済的繋がりが一層強化されてゆくなかで、我が国金融機関のアジア地域内での活動を支援する観点から、各国に対し我が国の技術や経験を発信し、各国の健全かつ効率的な金融市場の発展を支援する必要がある。このような考え方にに基づき、アジア大洋州の新興市場国の金融規制・監督当局への技術支援に引き続き積極的に取り組む必要がある。また、近年のグローバル化の進展に伴い、アジア大洋州の新興市場国の金融市場の更なる発展が予想され、これらの国の金融当局が各市場に即した規制・監督を行っていくことを支援するため、研修や調査の内容を適時適切に見直すことが重要である。このような観点から、実施する研修の参加者に対するアンケート調査や、新興市場国の金融システムの現状や課題を把握するための各種調査を実施するなどの取り組みを引き続き行う必要がある。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<p>○ 金融行政研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度においては、新興市場国の金融規制監督当局者を受け入れ、わが国において保険監督者セミナー（18年6月）、証券監督者セミナーおよび証券法務執行セミナー（18年10月）、預金保険セミナー（19年3月）を実施した。研修内容の策定にあたっては、前年度アンケート調査等の結果を反映し、講義内容の改訂を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当庁実施研修事業の参加者に対するアンケート調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記研修事業の終了後、参加者に対するアンケート調査を行った。アンケート結果については、研修プログラムの見直し等、今後行われる研修の内容の充実に向けて適切に反映させる予定である。 ○ 新興市場国の金融システムの現状や課題を把握するための調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ アジア新興市場国を対象に、規制緩和および金融セクターの競争政策に関連する法制度の現状にかかる委託調査を行った。
--	---

(2) 実績評価方式を用いて、「平成17年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、28政策についての目標等を対象として評価を実施し、その結果を平成18年8月31日に、「平成17年度実績評価書」として公表。

I 金融機能の安定		
1 金融機関が健全に経営されていること		
(1) 金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営力強化が促進されること		
No.	政策の名称	① リスク管理の高度化の推進
1	平成17年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理に関するルールの整備 ・ 金融機関のガバナンス(経営管理)向上の推進
	参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理に関するルールの整備状況(自己資本比率告示の改正、監督指針・解釈集の改正、ソルベンシー・マージン比率の算出基準の見直し等) ・ 貸出債権市場活性化のための取組み状況 ・ 金融機関のガバナンス向上に向けた諸施策の実施状況
	政策評価の結果の概要	<p>政策の達成に向けて特に成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>新しい自己資本比率規制(バーゼルⅡ)に関する告示及びQ&Aは、バーゼルⅡを円滑に実施するとともに、金融機関のリスク管理の高度化に資するという観点から公表したものであるが、必要に応じ、今後ともQ&Aの充実等を図っていく必要がある。</p> <p>また、証券会社の自己資本規制に係る算出方法、保険会社のソルベンシー・マージン比率(保険会社が、通常の予測を超えて発生するリスクに対し、どの程度の支払余力を有しているかを示す指標)の算出基準については、引き続き、見直しに向けた検討作業を行っていく必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、平成19年度において、バーゼルⅡの国内実施に必要な経費及びソルベンシー・マージン比率の算出基準見直しのための予算要求を行う必要がある。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ リスク管理に関するルールの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ バーゼルⅡについては、平成19年3月までに、第1の柱(最低所要自己資本比率)及び第3の柱(市場規律)に関する告示を制定するとともに、第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)への対応を含む「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正、金融庁Q&A(解釈集)の追加を行った。 ・ 証券会社の自己資本規制の算定方法の見直しについては、18年9月より監督指針案の検討を行い、19年4月、改正案をパブリックコメントに付した。 ・ 18年11月、保険会社のソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チームを立上げて検討を進め、19年4月、「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」を取りまとめ、公表した。当該報告を踏まえ、具体的な見直しに向けた検討を行っている。http://www.fsa.go.jp/singi/solvency/index.html ○ 予算要求 <ul style="list-style-type: none"> ・ バーゼルⅡの国内実施に必要な経費について、19年度予算要求を行い、予算措置(48百万円)された。
No.	政策の名称	② 地域密着型金融の機能強化の推進
2	平成17年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17～18年度)」に基づく地域密着型金融の一層の推進
	参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17～18年度)」に基づく地域密着型金融の推進状況
	政策評価の結果の概要	<p>政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p>

		<p>(今後の課題)</p> <p>平成17年度の実績や利用者アンケートの結果を踏まえると、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17～18年度)」は一定の成果を上げてきている。今後、その2年目に向けて、地域密着型金融の機能強化を図っていくためには、事業再生や担保・保証に過度に依存しない融資の一層の推進をはじめ、各種施策に引き続き積極的に取り組んでいくことが必要であり、とりわけ分かりやすい形での情報発信等を通じて地域の利用者の理解を高めていく努力が求められるものと考えている。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<p>○「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17～18年度)」の進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 18年7月、地域金融機関の17年度における取組みの進捗状況を取りまとめ、公表した。http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20060704-1.html 18年12月、地域金融機関の平成18年度上半期における取組みの進捗状況を取りまとめ、公表した。http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20061221-1.html 18年12月、アクションプログラムに基づき、「地域密着型金融に関するシンポジウム」を開催した。 <p>○地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 19年3月末をもってアクションプログラムが終了することから、引き続き地域密着型金融の取組みを推進していくための枠組みについて有識者等により検討いただくため、19年2月、金融審議会のワーキンググループを再開した。 19年4月、同ワーキンググループの取りまとめを受け、金融審議会金融分科会第二部会報告書「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について」を公表した。http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20070405.html 今後、上記報告書の内容を踏まえた監督指針の改定を行うこと等を通じ、引き続き、地域密着型金融の推進を図る。
No. 3	政策の名称 平成17年度重点施策	<p>③ 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果的・効率的な検査の実施に資するよう、検査の具体的なプロセスを明確化した「金融検査に関する基本指針」に基づく検査等を実施 金融機関自身の経営改善に向けての動機付け等を図る観点から策定した「金融検査評価制度」の試行を実施 利用者保護、プロセス・チェックの重視等、金融実態に応じた的確な検査の実施 検査態勢の充実に向けて組織的取組みを実施(財務局との連携充実、e-ラーニング導入に向けた検討等検査官教育の充実、システム高度化による情報管理態勢の充実等)
	参考指標	<ul style="list-style-type: none"> 検査実施状況(金融検査に関する基本指針の運用状況の検査モニター実施状況等) 試行実施状況 検査実施状況及び検査指摘状況 態勢の充実状況等(研修の充実状況等)
	政策評価の結果の概要	<p>政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>金融商品取引法の制定を踏まえた利用者保護の徹底の要請や、バーゼルⅡの開始等、現下の金融機関を取り巻く情勢の変化に留意し、適正かつ実効性のある検査の実施に努める必要がある。こうした中で、バーゼルⅡへの対応等を含め、金融検査マニュアルの改訂を行う必要がある。</p> <p>また、金融行政のフェーズが転換していくにつれ、金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けた取組みの促進が今後より一層求められることから、金融検査評価制度の本格施行に向けた対応や、金融機関のガバナンスに重点を置いた各種態勢の検証を進める必要がある。</p> <p>金融機関の運用資産や業務の多様化・国際化、業態を超えた金融コングロマリット化(※)の進行によって、各金融機関が抱えるリスクが複雑化・高度化していることを踏まえ、個々の金融機関の特性に応じ、海外拠点等を含む、グループ全体の統合的なリスク管理への取組み状況を検証していく必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、平成19年度において、上記の検査等の実施のため、予算・機構定員要求を行う必要がある。</p> <p>※ 金融コングロマリットとは、銀行、保険会社、証券会社等(証券会社、証券投資顧問業者又は投資信託委託業者)のうち、2以上の異なる業態の金融機関を含むグループをいう。</p>

	<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金融検査マニュアルの改訂 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年3月期から実施されるバーゼルⅡ、利用者保護の徹底の要請等、現下の金融機関を取り巻く情勢の変化に対応するため、19年2月に金融検査マニュアルを改訂した。 ○ 金融検査評価制度の本格施行に向けた対応、金融機関のガバナンスに重点を置いた各種態勢の検証 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融検査評価制度本格施行後の検査についての考え方をまとめた、「金融検査評価制度施行後における検査について」を18年12月に公表した。また、金融検査評価制度の理解の一層の向上に資すること等を目的として、「金融検査評価制度に関するQ&A」を19年3月に作成・公表した。 (http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20070330-10.html) ・ 19年2月に公表した改訂金融検査マニュアルにおいて、「経営管理(ガバナンス)態勢 - 基本的要素 -」を新たに項目立てし、金融機関の経営管理の基本的な要素となる部分を検証することとした。 ○ 金融コングロマリット化に対応した、グループ全体の統合的なリスク管理への取組み状況の検証 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「平成18検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」(18年7月27日発表)に基づき、金融コングロマリット化に対応し、グループレベルでの統合的なリスク管理態勢についての検証を実施しているほか、グループを構成する証券会社等に対しては、必要に応じ証券取引等監視委員会との同時検査を実施している。また、海外営業に係る適切なリスク管理態勢及び法令等遵守態勢を確保する観点から、国際業務統括部門等による海外営業拠点の管理態勢の適切性等についての検証を実施した。 ○ 予算、機構定員の要求 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査を実施するため、引き続き19年度予算要求を行い、予算措置(407百万円)された。 ・ あわせて、19年度機構定員要求を行い、専門検査官1名、金融証券検査官1名、課長補佐1名、統合リスク係長1名が措置された。
No. 4	<p>政策の名称</p> <p>平成17年度重点施策</p> <p>参考指標</p> <p>政策評価の結果の概要</p>	<p>④ 効果的なオフサイト・モニタリングの実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査・監督当局による効率的なモニタリングの実施 ・ 業態ごとの監督指針の策定 ・ 金融のコングロマリット化への対応 ・ 早期是正措置等の的確な運用 ・ 銀行勘定における金利リスク等、自己資本比率の算定に含まれないリスクの適切なモニタリング等の検討 ・ オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化 ・ 金融機関のシステムトラブルへの適切な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査・監督連携会議の開催状況 ・ 業態ごとの監督方針の策定・公表状況 ・ 各業態の健全性指標の状況(主要行の不良債権比率等) ・ 業態ごとの監督指針の策定状況 ・ 法的な枠組みのあり方に係る検討状況 ・ 金融コングロマリットのモニタリング状況 ・ 「コングロマリット室」の体制強化の検討状況 ・ 早期是正措置等の発動状況 ・ 早期警戒制度の見直し状況 ・ 柔軟性・拡張性のあるモニタリング・システムの整備状況 ・ システム障害等に対する対応状況 ・ システム統合に際してのモニタリング状況 <p>政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。 (今後の課題) 引き続き、業態・テーマごとに検査・監督連携会議を開催していくこと等を通じて、検査部局及び監督部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、一層効率的なモニタリングを実施していくことが必要と考えている。 また、公正で透明性の高い金融行政を遂行する観点から、監督指針や事務ガイドラインにおいて可能な限り監督上の着眼点等を明確化するよう努めることとする。その上</p>

		<p>で、監督指針等に基づく厳正かつ適切な監督事務を行っていくよう努める必要がある。</p> <p>業態ごとの監督に加え、金融コングロマリットについても、「金融コングロマリット監督指針」に基づき、グループとしてのリスク管理態勢等に係る横断的な監督を着実に実施していく必要がある。</p> <p>モニタリング・システムについては、金融機関の業務の多様化、コングロマリット化及びバーゼルⅡの実施等を踏まえ、効率的なシステム機能強化等を図ることが必要と考えており、平成19年度において、モニタリング・システム等に係る予算要求を行う必要がある。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検査・監督当局による効率的なモニタリングの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年9月に開催した検査・監督連携会議を始め、両部局間において金融機関の決算状況や検査計画等について意見交換を行い、オンサイトとオフサイトの効率的なモニタリングを実施するための問題意識の共有等を図った。 ○ 監督指針等による監督上の着眼点の明確化とそれに基づく厳正かつ適切な監督 <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の監督指針等について、公正で透明性の高い金融行政を遂行する観点から、金融業をめぐる環境変化等に即応した監督上の着眼点等を整備・明確化するための改正を行った。また、実際の監督にあたっては当該指針等に基づき厳正かつ適切な監督事務を行っている。 (ア)「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(19年1月23日、3月13日及び3月30日改正) (イ)「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「少額短期保険業者向けの監督指針」(19年2月22日改正) (ウ)「証券会社向けの総合的な監督指針」(18年9月1日及び9月29日改正) (エ)「信託会社等に関する総合的な監督指針」(18年7月19日改正) (オ)「金融コングロマリット監督指針」(18年7月31日及び19年3月30日改正) (カ)「事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係)」(18年11月1日及び12月28日改正) ○ 金融コングロマリットのリスク管理態勢等に係る横断的な監督 <ul style="list-style-type: none"> ・ 18年7月に「コングロマリット室」を府令室へ格上げし、専任職員の配置を行うとともに、金融監督上の諸問題等に対して、業態横断的な観点からの指導・支援等を実施している。 ○ 予算要求 <ul style="list-style-type: none"> ・ システムの運用・保守、及び新たな制度改正等に伴う徴収項目の追加・変更、分析手法の変更に対応するために、19年度予算要求を行い、予算措置(239百万円)された。
No. 5	政策の名称	⑤ 資本増強行の経営の健全化及び金融機能強化法の適切な運用
	平成17年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営健全化計画のフォローアップ ・ 金融機能強化法の適切な運用
	参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営健全化計画の履行状況 ・ 公的資金の返済状況 ・ 金融機関等への資本参加の状況 ・ 経営強化計画の履行状況の公表・フォローアップ等の状況
	政策評価の結果の概要	<p>政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>より強固な金融システムの構築のために、早期健全化法(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律)に基づき公的資金による資本増強を受けた金融機関の経営のより一層の健全性の確保及び「納税者の利益」の立場により重きを置いた公的資金の管理を図るため、引き続き適切な対応に努めていく必要がある。</p> <p>金融機能強化法(金融機能の強化のための特別措置に関する法律)に基づく株式等の引受け等に係る申込みがあった場合は、法令に基づき適正に審査し、資本参加を行うこととした場合には、提出された経営強化計画の公表及び計画の履行状況の定期的な公表を行うなど適切な運用を図っていく必要がある。</p> <p>このため、平成19年度において、所要の政府保証枠等の予算要求を行う必要がある。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資本増強行の経営健全化計画のフォローアップ <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本増強行に対して、平成18年8月(18年3月期分)及び18年12月(18年9月期分)に、経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、その内容を公表した。

		<p>(http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20060810-1.html) (http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20061227-5.html)</p> <p>○「納税者の利益」の立場により重きを置いた公的資金の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 18年7月以降19年3月までに、旧安定化法(金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律)及び早期健全化法に基づく資本増強額(約10.4兆円)のうち、約2.3兆円の返済が行われた。その結果、19年3月末の残高は約1.6兆円となっており、資本増強以後19年3月末までに約1.2兆円の利益が生じている。 <p>○ 金融機能強化法の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 紀陽ホールディングス及び豊和銀行より金融機能強化法に基づく資本参加の決定の申込みがあり、当該申込内容及び提出された経営強化計画について、それぞれ金融機能強化法第17条、第5条の規定に基づき審査した結果、法令に掲げる要件に該当するものと認められたことから、紀陽ホールディングスについては、18年9月、同社に対し315億円の資本参加を決定し、また、豊和銀行については、18年10月、同行に対し90億円の資本参加を決定し、それぞれの内容を公表した。今後も半期毎に提出される経営強化計画の履行状況について公表を行う。 (http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20060915-1.html) (http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20061020-4.html) <p>○ 予算要求</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機能強化法の適切な運用を引き続き図っていくため、19年度予算要求を行い、金融機能強化業務等に関する預金保険機構の政府保証枠(2兆円)、資本増強の審査等の経費(41百万円)、金融機能強化審査会経費(1百万円)が予算措置された。
2 金融システムの安定が確保されていること		
(1) 金融システムの安定が確保されていること		
No. 6	政策の名称	① システミックリスクの未然防止及びペイオフ全面解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備
	平成 17 年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険制度の周知及び情報の提供の浸透 預金保険法第102条の適切な運用 名寄せデータの精度の維持・向上 関係機関との連携強化
	参考指標	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険制度についての国民の理解の状況(アンケート調査による預金保険制度認知度、ホームページアクセス件数) りそなグループの経営健全化計画の履行状況 足利銀行の経営に関する計画の履行状況 名寄せ検査及び是正に向けた施策の実施状況 関係機関との連携状況
	政策評価の結果の概要	<p>政策の達成に向けて一定の成果は上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。(今後の課題)</p> <p>預金保険制度に関する誤解等から無用な混乱を起こさない、また、万が一の預金取扱金融機関の破綻の際にも混乱を最小限に抑えるという観点から、引き続き、広報活動を推進し、預金保険制度の認知度の維持・向上を図っていく必要がある。以上を踏まえて、平成 19 年度において、預金保険制度に係る広報活動を充実させるため、予算要求を行う必要がある。</p> <p>過去に預金保険法第 102 条の適用を受けた金融機関(りそなグループ及び足利銀行)について、引き続き、経営健全化計画等が着実に履行されるよう、適切にフォローアップしていく必要がある。</p> <p>また、今後とも、名寄せデータの精度の維持・向上や、初動対応の一層の円滑化、迅速化を含め、預金保険機構と連携しつつ破綻処理のための態勢整備を行う必要がある。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<p>○ 預金保険制度の周知及び情報の提供の浸透</p> <ul style="list-style-type: none"> 従前の広報用ポスターや当庁の預金保険制度に係るホームページについては、平成17年4月のペイオフ解禁に向けて作成・掲載されたものであったため、ペイオフ解禁後の預金保険制度に即し、平成19年10月からの郵便貯金銀行の制度加入を視野に入れた内容に刷新した。 <p>加えて、昨事務年度作成した広報用パンフレットの増刷も行い、上記ポスターとともに、各財務局等を通じて全国の地方公共団体等へ配布することで、預金保険制度</p>

		<p>の周知及び情報の提供の浸透に努めた(平成18年12月～19年3月)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各財務局等の職員に対し預金保険制度の研修を実施し、効果的な広報活動を行うよう周知徹底した(19年2月)。 <p>○ 過去に預金保険法第102条の適用を受けた金融機関(りそなグループ及び足利銀行)に対するフォローアップの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> りそなグループに対して、18年8月(18年3月期分)及び18年12月(18年9月期分)に、早期健全化法第5条及び預金保険法第108条に基づき経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、その内容を公表した。 http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20060810-1.html http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20061227-5.html 足利銀行に対して、18年11月に、預金保険法第115条に基づき18年9月期における経営に関する計画の履行状況につき報告を求め、その内容を公表した。また、同行については、18年5月に提出された「経営に関する計画の履行状況」(18年3月期)報告等を基に、同計画の最終年度である18年度の見通しも視野に入れつつ、同行のこれまでの取組みについて検証作業を進めてきたところ、着実にその成果をあげていると認められたことから、18年9月、同行の受皿について具体的な検討を開始することとし、その旨公表した。 http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20061122-3.html http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20060901-1.pdf <p>○ 名寄せデータの精度の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 名寄せデータの精度の維持・向上のため、預金保険機構とも連携し、検査・監督を通じて、名寄せデータの整備状況を引き続き検証し、改善を促した。 <p>○ 予算要求</p> <ul style="list-style-type: none"> 預金保険制度に係る広報活動を充実させるため、同制度に関する広報経費について19年度予算要求を行い、予算措置(5百万円)された。
(2) 国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等		
No.	政策の名称	① 国際的な金融監督のルール策定等への貢献
7	平成17年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> バーゼル委、IOSCO、IAIS、ジョイントフォーラム等の国際フォーラムにおける国際的なルール策定等への積極的な貢献 WTOにおける金融サービス自由化交渉への積極的参加 経済連携協定(EPA)締結交渉への積極的取組み等、アジアにおける対話の促進 海外監督当局との連携強化等
	参考指標	<ul style="list-style-type: none"> バーゼル委、IOSCO、IAIS、ジョイントフォーラム等の国際フォーラムにおける国際的なルール策定等への参画状況(国際的なルール策定作業、当庁の活動等) WTOにおける金融サービス自由化交渉への参画状況 EPA交渉への参画状況 海外監督当局との意見及び情報交換の状況 主要国の監督当局との2国間協議の実施状況
	政策評価の結果の概要	<p>政策の達成に向けて特に成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。 (今後の課題)</p> <p>バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)、証券監督者国際機構(IOSCO)及び保険監督者国際機構(IAIS)において、各国の監督制度や市場の実状等を踏まえて作成された各種の監督上の基準、諸原則等は、監督水準の向上とより適切な環境整備に資するものであり、引き続き国際的な金融監督ルール策定等に積極的に貢献していくことが必要である。また、ジョイント・フォーラムにおいては、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化に引き続き積極的に貢献していくことが必要である。</p> <p>世界貿易機関(WTO)における金融サービス自由化交渉及びこれを補完するための経済連携協定(EPA)締結交渉において、適切かつ秩序ある金融サービスの自由化を促進することは、各国の経済発展にも資するものであり、引き続き積極的に参加していくことが必要である。</p> <p>金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融監督当局等との連携を強化していくことが極めて重要であり、今後も引き続き、個別案件ごとに連絡を取り合っていく他、定期的に金融監督当局等との協議を行い、金融セクターの動向等について意見交換を行う必要がある。特に今後は、アジアの金融当局との連携に積極的に取り組む必要がある。</p>

		<p>以上を踏まえ、平成 19 年度において、国際ルール策定等へ積極的に貢献するための各国際フォーラム等への出席に必要な経費についての予算要求、及び海外監督当局との連携強化等国際監督体制強化のための機構定員要求を行う必要がある。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<p>○ バーゼル委、IOSCO、IAIS等における議論への積極的な参画</p> <ul style="list-style-type: none"> バーゼル委においては、「バーゼル・コア・プリンシプル」の改定(平成 18 年 10 月)や「オペレーショナル・リスクの先進的計測手法(AMA)に係るレンジ・オブ・プラクティス」の取りまとめ(18 年 10 月)に貢献した。また、バーゼル II の円滑な実施の観点から、内部格付手法の検証方法に関する研究やオペレーショナル・リスクの計測に関する議論等に積極的に参加したほか、海外監督当局との情報交換にも取り組んだ。 IOSCOにおいては、「集団投資スキームに係るガバナンス」(18 年 6 月)、「取引所改革に伴い生じる規制上の課題」(18 年 11 月)、「外国発行者による債務証券のクロスボーダーの募集及び上場のための国際開示原則(19 年 3 月)」等、各種基準・指針等の策定に貢献したほか、常設委員会において、会計・監査及び多国間開示、流通市場、法務執行等に係る調査・研究及び報告書の策定作業に取り組んだ。また、国際監査基準等の基準設定活動の監視を担う委員会(モニタリンググループ)にIOSCO枠として我が国メンバーが参加するなどの貢献をしている。 IAISにおいては、「ソルベンシー評価に関する国際的な共通指針(その2)」(19 年 2 月)、「ALMに係る基準」(18 年 10 月)、「生命保険会社の引受業績及びリスクに関する情報開示基準」(18 年 10 月)等、各種基準・指針等の策定に貢献した。現在進行中の作業においても、国際的に共通のソルベンシー評価基準・指針の策定、IASB(国際会計基準審議会)の公正価値測定プロジェクトに対するコメントペーパーの取りまとめ等に貢献している。 ジョイント・フォーラムにおいては、「業務継続のための基本原則」(18 年 8 月)、「規制及び市場慣行の相違点に関する論点整理」(18 年 5 月)及び「金融グループの流動性リスク管理」(18 年 5 月)の策定作業に貢献した。また、顧客適合性等をはじめとする金融商品の販売・勧誘に関する問題や金融コングロマリットにおけるリスク集中の管理に関する問題、金融コングロマリットに対する監督のあり方に関する作業にもそれぞれ積極的に参加している。 <p>○ WTO、EPA交渉における議論への積極的な参画</p> <ul style="list-style-type: none"> WTOについては、18 年 7 月に中断された交渉が再開され、金融サービス分野では 19 年 1 月にアジアの新興市場国と二国間で交渉を行った。 EPA交渉については、インドネシアとの締結交渉においては大筋合意に(18 年 11 月)、チリとの締結交渉及びシンガポールとの改正交渉においては署名まで至った(19 年 3 月)。また、インドネシアとの交渉においては、先方の規制監督能力の向上や我が国金融機関の現地での業務展開の円滑化に向け、金融監督当局間の協力の枠組みを構築することに合意した。 <p>○ 海外当局との連携強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> 米国、英国、中国等とトップレベルでの金融監督当局間の対話を実施したほか、日英金融監督者協議(18 年 5 月)、日米ハイレベル証券市場対話(18 年 6 月)など、主要国の監督当局との定例・随時の2国間協議を実施した。特にアジアに関しては、日中金融監督者間の政策対話を実施(18 年 11 月～12 月)し、対話の定期化に合意(18 年 12 月)したほか、日韓金融協議(18 年 12 月)、日中韓金融監督協力セミナー(19 年 3 月)を実施する等の取り組みを行った。 <p>○ 予算要求</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際的な金融監督基準のルール策定等への貢献のための体制を整備するため、19 年度予算要求を行い、予算措置(224 百万円)された。
No. 8	政策の名称	② 新興市場国の金融当局への技術支援
	平成 17 年度重点施策	・ 新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等の実施
	参考指標	・ 研修事業等の実施状況(研修生に対するアンケート調査の結果)
	政策評価の結果の概要	<p>政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化(アジア大洋州の新興市場国の金融市場が更に発展していくことが予想されること、またアジア諸国との経済連携協定交渉の進展に伴い、交渉対象国における我が国金融機関の業務運営の円滑化を図るための技術支援を行う重要性が高まること等)や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>金融機関の活動や金融取引の国際化が進展していく中で、新興市場国の金融シス</p>

		<p>テムの安定は、我が国を含めた国際金融システムの安定にとって、ますますその重要性を増すものと考えられる。また、経済連携協定交渉が進展するなど、アジアの新興市場国との経済的繋がりが一層強化されてゆくなかで、我が国金融機関のアジア地域内での活動を支援する観点から、各国に対し我が国の技術や経験を発信し、各国の健全かつ効率的な金融市場の発展を支援する必要があると考えられる。このような考え方に基づき、アジア大洋州の新興市場国の金融規制・監督当局への技術支援に引き続き積極的に取り組む必要がある。</p> <p>また、近年のグローバル化の進展に伴い、アジア大洋州の新興市場国の金融市場の更なる発展が予想されるが、このような環境の変化に応じて、これらの国の金融当局がそれぞれの市場の発展段階に即した規制・監督を行っていくことを支援するため、研修や調査の内容を適切に適時見直していくことが重要である。このような観点から、当庁が実施する研修事業の参加者に対するアンケート調査や、新興市場国の金融システムの現状や課題を把握するための各種調査を実施するなどの取組みを引き続き行う必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、平成19年度において、新興市場国に対する技術支援の効果的実施にかかる予算要求を行う必要がある。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新興市場国の金融規制・監督当局への技術支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度においては、新興市場国の金融規制監督当局者を受け入れ、わが国において保険監督者セミナー(18年6月)、証券監督者セミナーおよび証券法務執行セミナー(18年10月)、預金保険セミナー(19年3月)を実施した。 ○ 当庁実施研修事業の参加者に対するアンケート調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記研修において、研修終了後、参加者に対するアンケート調査を行った。アンケート結果については、研修プログラムの見直し等、今後行われる研修の内容の充実に向けて適切に反映させる予定である。 ○ 新興市場国の金融システムの現状や課題を把握するための調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新興市場国の金融当局の能力向上を効果的に図る観点から、アジア新興市場国を対象に、規制緩和および金融セクターの競争政策に関連する法制度の現状にかかる委託調査を行った。 ○ 予算要求 <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的で効率的な技術支援を実施するため、19年度予算要求を行い、予算措置(94百万円)された。
II 預金者、保険契約者、投資者等の保護		
1 国民が金融サービスを適切に利用できること		
(1) 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること		
No.	政策の名称	① 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底
9	平成17年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「投資サービス法(仮称)」の制定に向けた作業の実施 ・ 証券取引法における投資家保護範囲の拡大 ・ 製販分離における業者の説明責任、販売責任の明確化 ・ 保険をめぐる諸問題への適切な対応 ・ 偽造カード犯罪等の金融犯罪防止のための対策の強化・徹底
	参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「投資サービス法(仮称)」の検討状況 ・ 証券取引法上の有価証券定義の拡充の状況 ・ 銀行制度等に係る企画・立案の状況 ・ 関連する政令・府令、監督指針の整備状況 ・ 少額短期保険業者に係る対応状況 ・ 銀行等による保険販売規制の見直しに係る措置状況 ・ 保険契約者等保護のための施策の検討状況 ・ スタディグループの報告を踏まえた金融機関への要請状況及びその後のフォローアップの状況
	政策評価の結果の概要	<p>政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>投資者保護のための横断的法制の整備に向けた作業の実施については、金融商品取引法の適切な実施に向け、制度の周知を図るとともに、関連する政令・内閣府令を整備する必要がある。以上を踏まえて、平成19年度において、市場制度に係る企画立案体制の強化、及び同法の施行に向けた監督体制の整備を図るための予算・機構定員要求を行う必要がある。</p>

	<p>製販分離における業者の説明責任、販売責任の明確化については、銀行等代理業制度の適切な運用を図る必要がある。</p> <p>少額短期保険業制度や保険のセーフティネットのあり方については、改正法に定められた制度の見直しに係る規定に基づき、今後、見直しに向けた検討を行う必要がある。</p> <p>銀行等による保険募集の状況等については、引き続き、実効性のあるモニタリングを行う必要がある。</p> <p>保険商品の販売・勧誘のあり方については、引き続き、「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」がとりまとめた報告書を踏まえ、監督指針の改正等を行う必要がある。</p> <p>偽造カード犯罪等の金融犯罪防止のための対策の強化・徹底については、偽造カード犯罪への対策は各金融機関による個別の対策だけではなく、各関係機関が技術面、運用面を含めATMシステム全体としてのセキュリティを向上させることが必要である。また、インターネットバンキングなどによる不正取引への対策についても今後検討していく必要がある。また、19年度において、金融機関の情報セキュリティ対策等に関する調査・研究のための予算要求を行う必要がある。</p> <p>また、利用者保護ルール等の整備・徹底の観点から、今後、消費者信用法制の検討も重要な課題となるものと考えられることから、19年度において、消費者信用制度に係る体制の強化を図るための予算・機構定員要求を行う必要がある。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公正・透明で魅力ある市場を構築するための包括的・横断的な法制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公正・透明で魅力ある市場を構築するための包括的・横断的な法制を整備し、「証券取引法」の名称を「金融商品取引法」に変更すること等を内容とした「証券取引法等の一部を改正する法律」等が平成 18 年6月に成立しており、金融商品取引法制の適切かつ円滑な施行に向け、19 年夏頃の施行を目途に、政令・内閣府令の整備に取り組んでいる。http://www.fsa.go.jp/common/diet/164/index.html ○ 銀行等代理業制度の適切な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行等代理業制度が18年4月1日に施行されたことを受け、18年度10先に対して、新たに銀行等代理業の許可を行った(19年3月末時点、内訳:銀行代理業者9、信用金庫代理業者1)。http://www.fsa.go.jp/houan/163/index.html ○ 銀行等による保険募集状況等に係るモニタリング <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行等による保険募集の状況等に係るモニタリングについては、検査による法令等遵守措置状況の把握、販売チャネル別販売実績の監視、金融サービス利用者相談室等に寄せられた苦情・相談の収集、分析等及び主な保険会社、銀行等その他の関係者からの定期的なヒアリングを行い、引き続き実効性のあるモニタリングを行っている。 ○ 消費者がニーズに合致した保険商品を購入するための取組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険商品の販売・勧誘のあり方については、「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」がとりまとめた報告書を踏まえ、意向確認書面の導入等について保険会社向けの総合的な監督指針を19年2月22日に改正した。 ○ 偽造カード犯罪等の金融犯罪防止のための対策の強化・徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁、警察庁及び各金融関係団体を構成員とする「情報セキュリティに関する検討会」を開催(18年3月～6月、)し、ATMシステム及びインターネットバンキングのセキュリティ強化のための検討を行なった。本検討会では、体制の構築時、利用時、被害発生時などの各段階のリスクについて、国内外の犯罪事例や現時点において想定し得る犯罪手口などの情報を網羅的に収集するとともに、各種セキュリティ対策の有効性を検証し、その検討結果を各金融機関に還元した。 http://www.fsa.go.jp/singi/infosec_ken/index.html ・ 情報セキュリティに関する検討会での検討結果を踏まえ、「主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を19年1月に改正し、ATMシステム等のセキュリティ対策に関する監督上の着眼点を明確化した。 ・ 「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律(預貯金者保護法)の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を取りまとめ、19年3月に公表した。加えて、金融庁ホームページや金融庁広報誌アクセスFSAにおいて、キャッシュカードの管理等に関する注意喚起を19年3月に実施した。 http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20070301-1.html ○ 予算、機構定員の要求 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引法の施行に伴う体制整備のため、新たに19年度機構・定員要求を行い、総務企画局に3名(課長補佐1名、係長2名)、監督局に5名(課長補佐2

		<p>名、係長3名)、証券取引等監視委員会に3名(特別検査官1名、専門検査官1名、証券検査官1名)が措置された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者信用法制に係る検討体制の整備のため、新たに19年度機構・定員要求を行い、3名(課長補佐1名、係長2名)が措置された。 ・ 金融機関の情報セキュリティ対策に関する調査のため、19年度予算要求を行い、予算措置(20百万円)された。 ・ 新たな投資サービスへの対応のための調査経費に関し、19年度予算要求を行い、予算措置(13百万円)された。
(2) 国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していること		
No.	政策の名称	① 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実
10	平成17年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融知識の普及 ・ 金融サービス利用者相談室の設置等 ・ 利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立 ・ 金融行政に関する広報の充実
	参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについての理解の状況(「証券投資に関する全国調査」、「金融に関する消費者アンケート調査」) ・ 金融庁ホームページ(「おしえて金融庁」等)へのアクセスの状況(件数) ・ 相談状況(件数)、相談事例のポイントの公表の状況 ・ 金融トラブル連絡調整協議会における検討状況 ・ 金融機関等への要請状況 ・ 金融機関の公表内容の取りまとめ結果 ・ 金融庁ホームページへのアクセスの状況(件数)、新着情報配信サービス登録状況(件数) ・ 金融庁ホームページの改善の状況(コンテンツの充実と改修実績等)
	政策評価の結果の概要	<p>政策の達成に向けて一定の成果は上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う(金融経済教育については、着実かつ継続して取り組んでいくことが重要であり、特に利用者のライフサイクルに対応した金融経済教育の推進等をより一層充実する。)必要がある。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>金融経済教育の推進にあたっては、内閣府・文部科学省等の関係省庁や金融関係団体等との連携を図って、諸施策を横断的に進めていくことが重要である。また、活動に地域的な広がりをもたせるためにも、財務局・財務事務所を通じた金融経済教育の充実に努める必要がある。</p> <p>学校教育において金融経済教育を充実するためには、学校教育現場で役立つプログラムの策定や多重債務問題をはじめとする消費者問題に対応した学校教育向けの教材の一層の充実に努める必要がある。また、財務局・財務事務所等を通じて、教育現場の教師との意見交換を行うなど教育現場との連携を図る必要がある。</p> <p>一般社会人向けの金融経済教育を充実するためには、金融商品取引法の施行、多重債務問題をはじめとする金融商品・サービスの利用者を取り巻く環境の変化に対応した教材の充実に努める必要がある。また、教育の受け手の目線に立って、「分かりやすく」且つ「生活に役立つ」内容のシンポジウムを開催する必要がある。</p> <p>金融サービス利用者からの相談等について、金融サービス利用者相談室では問題点を整理するためのアドバイスを行ったり、業界団体が開設している紛争処理機関等の紹介を行うなどしているが、今後とも適切な対応に努める必要がある。</p> <p>利用者保護に資する情報提供・相談等の枠組みの充実を図るため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律、金融商品取引法等に関する情報の共有化に努める必要がある。</p> <p>国民の金融知識等の向上の手助けになるよう、正確でわかりやすい情報を積極的に発信・提供する政策広報体制の充実を図るとともに、金融庁ホームページについては、今後とも掲載内容の拡充はもとより、タイムリーな更新、構成についての不断の見直し、検索機能の改善及び幅広い一般利用者へのアプローチ強化が重要であると考えている。また、海外へ向けた広報活動の一層の充実に努めることも重要な課題であり、英文ホームページの掲載情報のより一層の充実に努める必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、平成19年度において、①金融知識の普及に役立つ教材等に係る予算要求、②金融経済教育を推進していくためのシンポジウムの開催に係る予算要求、③金融サービスの利用者に対する相談体制強化に係る機構定員要求、④政策広報体制等の整備に係る機構定員要求、⑤ホームページの維持管理に係る予算要求、⑥海</p>

		外広報の充実に必要な報道発表資料等の英訳等に係る予算要求、をそれぞれ行う必要がある。
	政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金融知識の普及活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教師に金融経済教育の重要性について認識を深めてもらうことを目的に、全国の財務局・財務事務所において、教師との懇談会を実施した。 ・ 学校における金融経済教育を一層推進するため、中学・高校生向け副教材「わたしたちの生活と金融の働き」を改訂し、①中学校向け生徒用パンフレット、②高校向け生徒用パソコンソフトを作成し、平成19年3月、全国すべての中学校・高等学校に配布した。 ・ 金融広報中央委員会が学校における金融経済教育をより効果的に進めるために19年3月に公表した「金融教育プログラム」の作成に参画した。 ・ 金融に関する基礎的な知識の普及を目的として作成している高校3年生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」について、最新のトラブル事例、トラブル防止策、相談先を盛り込むほか、「金融商品取引法」、「貸金業法」などの制度改正について解説するなど大幅な改訂を行い、19年3月、全国の高等学校、大学生協、消費生活センター、ハローワークなどに広く配布した。 ・ 金融商品取引法や子供に対する金融経済教育の実践事例に触れながら、一般国民に金融や経済に関する知識を習得することの重要性について認識を深めてもらうため、19年1月、名古屋市でシンポジウムを開催した。 ○ 金融サービス利用者からの相談等に対する適切な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融サービス利用者相談室を17年に開設し、18年7月から18年12月までの間に26千件の相談等を受付けた。 ○ 金融分野における裁判外紛争処理制度の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業界団体の苦情紛争解決支援手続の取組みの報告及びADR法・金融商品取引法(認定投資者保護団体制度)の概要説明等を実施した(第32回、18年12月開催)。今後も、業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援の取組みについて、より運用面に重点を置きつつ、フォローアップを図っていくこととした。 ○ 金融庁ホームページの拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁ホームページについては、18年4月にアクセシビリティ支援ツールやセキュリティのより一層の向上のためのツールを導入したほか、トップページのコンテンツのレイアウトを必要に応じて修正する等、引き続き利用者利便向上の取組みを実施した。また、英文ホームページ上のWeb広報誌「FSA Newsletter」を定期的に掲載し、海外に向けた金融庁政策の情報発信に努めた。 ○ 予算、機構定員の要求 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融サービス利用者から寄せられる相談等の受付体制の強化を図るため、引き続き平成19年度機構・定員要求を行い、金融相談調整係長1名が措置された。 ・ パンフレット等の作成・配布やシンポジウムの開催など金融経済教育の一層の推進を図るため、19年度予算要求を行い、予算措置(84百万円)された。
		(3) 企業内容の情報開示の充実等を通じて国民の市場に対する信頼が高まること
No. 11	政策の名称	① 証券取引法に基づくディスクロージャーの充実
	平成17年度重点施策	・ 証券取引法に基づくディスクロージャー制度の整備及びEDINETの整備
	参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融審議会企業会計審議会での検討状況 ・ 改正証取法に係る政令及び府令の状況 ・ EDINET情報公開サイトへのアクセス件数
	政策評価の結果の概要	<p>政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。 (今後の課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ディスクロージャー制度の充実 <ul style="list-style-type: none"> 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に向け、政令、内閣府令の整備を行う必要がある。 具体的には、 ① 公開買付制度・大量保有報告制度 <ul style="list-style-type: none"> 証券取引法等の一部を改正する法律において公開買付制度(※1)・大量保有報告制度(※2)についても見直しが行われたことに伴い、政令や内閣府令について、公布後六月以内(公開買付制度等)あるいは1年以内(大量保有報告の特例報告制度等)とされる施行までに改正を行う必要がある。

		<p>② 四半期報告制度 四半期報告書の提出手続、様式等を政令及び内閣府令で規定する必要がある。</p> <p>③ 内部統制報告制度 内部統制の有効性に関する経営者の評価及び公認会計士による監査の基準や内閣府令を策定するとともに、基準を実務に適用していくに当たっての詳細な実務上の指針(実施基準)を整備する必要がある。</p> <p>④ 確認書制度 確認書の様式等を定めるための内閣府令を定める必要がある。</p> <p>⑤ 特定有価証券(注)に係る開示制度の整備 金融商品取引法において有価証券の範囲が拡大されることにより、新たに開示規制の対象となる特定有価証券に係る開示書類の様式を内閣府令で規定する必要がある。また、特定有価証券についてよりきめ細かな情報開示を行う等の観点から、特定有価証券全体の開示内容の見直しを行う必要がある。 (注)発行体の保有する資産をその価値の裏づけとする資産金融型証券(ファンド、ABS等) 以上を踏まえ、平成19年度において、適正なディスクロージャーの確保を図るための機構定員要求を行う必要がある。</p> <p>○ ディスクロージャーの電子化 「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、18年度～19年度の2年間をかけて、XBRL(財務・経営・投資などの様々な情報を記述できるコンピュータ言語)の導入及びそれに伴うシステムの再構築等を実施していく必要がある。また、引き続きアクセス件数の増加に対応するため、システムの増強、セキュリティの強化等、基盤整備を行う必要がある。 以上を踏まえ、19年度において、有価証券報告書等電子開示システム開発業務庁費の予算要求を行う必要がある。</p> <p>※1 公開買付制度とは、株券等の買付け等を行う企業や個人等が、買付期間、買付株数及び買付価格等を開示して、不特定多数の株主等から取引所市場外で買付け等を行う制度。</p> <p>※2 大量保有報告制度とは、上場企業の株券等を発行済株式総数の5%以上保有した際に、金融庁、証券取引所などに保有株数、保有目的などを記載した書類の届出を義務付けた制度。</p>
<p>政策評価の結果 の政策への反映 状況</p>		<p>○ ディスクロージャー制度の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公開買付制度・大量保有報告制度の見直し、財務報告に係る内部統制の評価及び監査並びに四半期開示制度等を義務づける「証券取引法等の一部を改正する法律」等が平成18年6月に成立した。 http://www.fsa.go.jp/common/diet/164/index.html これを受け、公開買付制度及び大量保有報告制度については、関係政令・内閣府令が18年12月13日に施行された(大量保有報告制度の特例報告の提出期限等に係る見直しは19年1月1日施行、大量保有報告書等の電子提出の義務化については19年4月1日施行)。 http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20061213-1.html ・ 四半期報告制度については、企業会計基準委員会(ASBJ)において「四半期財務諸表に関する会計基準」が、企業会計審議会において「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」が、それぞれ公表(19年3月)されたところであり、これらを踏まえ、平成20年4月1日以後開始する事業年度からの適用に向け政令・内閣府令の整備に取り組んでいる。 http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/tosin/20070327.html ・ 内部統制報告制度については、企業会計審議会において「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」が19年2月に公表されたところであり、平成20年4月1日以後開始する事業年度からの適用に向け政令・内閣府令の整備に取り組んでいる。 http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/tosin/20070215.html ・ 新たな開示規制の対象となる特定有価証券に係る開示書類の様式の制定、特定有価証券全体の開示内容の見直しについては、19年夏頃の施行を目的に、政令・内閣府令の整備に取り組んでいる。 <p>○ ディスクロージャーの電子化(EDINETの再構築)</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 実務面にかかるXBRLの適用方針等を決定するに当たり、関係機関が連携して取組むとともに、幅広い意見聴取と当庁の考えの周知が必要であるため、EDINETの高度化に関する協議会の一環として実務者検討会を開催(18年10月～)した。 ○ 予算、機構定員の要求 <ul style="list-style-type: none"> 適正なディスクロージャーの確保を図るため、機構定員要求を行い、課長補佐1名が措置された。 EDINETの再構築を18年度から19年度の2年間かけて実施し基盤整備を行うため、19年度予算要求を行い、予算措置(1,095百万円)された。
No. 12	政策の名称	② 会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化
	平成17年度重点施策	・ 会計基準等の国際的な対応等
	参考指標	<ul style="list-style-type: none"> EUによる日本の会計基準の受け入れ状況 会計基準等の整備状況
	政策評価の結果の概要	<p>政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。 (今後の課題)</p> <p>昨今、会計基準の国際的なコンバージェンスは一層の加速化の様相を呈してきている。また、EUにおける同等性評価に関連し、欧州委員会は2008年4月までに、我が国会計基準を含めた各会計基準コンバージェンスの進捗状況の評価を行うことを提案している。こうした国際的な動向を踏まえれば、国内固有の事情には留意しつつも、我が国金融市場の活性化と我が国企業の国際的な資金調達円滑化等の観点から、会計基準のコンバージェンスに向けて関係者が一致協力し、一段の取組みを進めていくことが求められているものと考えている。</p> <p>このため、会計基準のコンバージェンスの重要性について情報発信等を行い、引き続き関係者に対しコンバージェンスに向けた一層の取組みを促すとともに、会計基準等を巡る国際的な議論に積極的に参加していく必要がある。</p> <p>また、このような国際的対応を含め、企業会計基準委員会(ASBJ)における会計基準、実務指針などの整備改善に向けた活動を引き続き支援していく必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、平成19年度において、会計基準等に関する国際対応の強化を図るための機構定員要求を行う必要がある。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計基準等の国際的な対応等 <ul style="list-style-type: none"> 金融庁及び我が国会計基準に関する民間関係者は、我が国会計基準のコンバージェンスを進める過程で、欧州連合(EU)の会計基準の同等性評価に対してEU関係者に働きかけを行ってきた。企業会計審議会企画調整部会は、関係者の意見を集約し、意見書「会計基準のコンバージェンスに向けて」を平成18年7月に公表した。 (http://www.fsa.go.jp/news/18/singi/20060731-3.html) 企業会計基準委員会(ASBJ)は、EUによる同等性評価を視野に入れたコンバージェンスにかかる工程表を18年10月に公表した。これに基づき、ASBJは、会計基準のコンバージェンスを計画的に進めている。また、ASBJは国際会計基準審議会(IASB)との共同プロジェクトを18年10月及び19年3月に開催し、米国財務会計基準審議会(FASB)との共同プロジェクトも18年5月及び11月に開催した。 金融庁は、コンバージェンスの進捗状況をモニターするための欧州委員会(EC)との会合を東京にて18年11月及び19年3月に開催した。 また、米国証券取引委員会(SEC)との間でも、日米ハイレベル証券市場対話等を18年6月に開催した。 ○ 予算、機構定員の要求 <ul style="list-style-type: none"> 会計基準等に関する国際対応の強化のため、19年度機構定員要求を行い、企画官1名が措置された。 企業会計審議会に係る経費等のため、19年度予算要求を行い、予算措置(104百万円)された。 国際会計基準事務に係る委託費のため、19年度予算要求を行い、予算措置(82百万円)された。 	
No. 13	政策の名称	③ 公認会計士監査の充実・強化
	平成17年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> 監査基準等の整備 公認会計士・監査審査会による日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューのモニタリング及び金融庁による公認会計士等に対する適切な監督

<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新制度による公認会計士試験の実施に向けた準備等 ・ 監査基準等の整備状況 ・ 公認会計士・監査審査会の開催状況(開催実績)、公認会計士・監査審査会による品質管理レビューのモニタリング実施状況(報告受理件数、審査件数、立入検査件数、勧告件数)、公認会計士等に対する懲戒処分状況等(処分) ・ 公認会計士・監査審査会の開催状況(開催実績)、新制度による公認会計士試験の実施等に向けた準備状況、公認会計士試験システムの整備状況
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。 (今後の課題)</p> <p>金融庁においては、平成18年6月に成立した金融商品取引法において制度化された四半期開示制度における四半期財務諸表の監査証明に係る基準の整備を行う必要がある。また、厳正な会計監査を通じ、会計監査に対する信頼性を確保していく観点から、問題事例には、引き続き厳正な処分を行うなど適切な監督に努めるとともに、監査法人制度等のあり方について総合的な検討を行う必要がある。後者の点については、18年4月に金融審議会公認会計士制度部会を再開したところであり、今後更に検討を深めていくこととしている。</p> <p>以上を踏まえて、19年度においては、公認会計士等の監督体制の強化等のための予算・機構定員要求を行う必要がある。</p> <p>公認会計士・監査審査会においては、これまでの検査等で不十分と認められた確認(監査基準委員会報告書第19号)の遵守状況、会計上の見積り及び監査業務の審査態勢について重点的に検証する必要がある。さらに、17年2月に協会に対して改善を要請した品質管理レビューに係る提言から1年余りが経過していることから、その改善状況を検証する必要がある。</p> <p>また、公認会計士・監査審査会では、4大監査法人における監査の品質管理のための組織的な業務運営に係る改善状況についてフォローアップを行う必要がある。さらに、国際的な動向や昨今の会計監査を巡る状況を踏まえ、規模による特性等に留意しつつ、必要に応じた中規模監査法人への検査の実施を検討する必要がある。</p> <p>以上を踏まえて、19年度においては、監査法人等に対する検査等の体制強化を図るため、予算・機構定員要求を行う必要がある。</p> <p>公認会計士試験については、試験結果を分析し管理する機能等、新試験制度に対応した公認会計士試験システムをさらに開発する必要がある。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査基準等の整備状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期開示制度における四半期財務諸表の監査証明に係る基準の設定について企業会計審議会監査部会で審議が行われ、平成19年3月開催の企業会計審議会総会において、「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」を取りまとめた。 (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/tosin/20070327.html) ・ 公認会計士・監査法人制度の充実・強化を図るため、第166回国会に「公認会計士法等の一部を改正する法律案」を19年3月に提出した。 ○ 公認会計士・監査審査会による日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューのモニタリング(審査及び検査)及び金融庁による公認会計士等に対する適切な監督 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公認会計士・監査審査会は、18年7月から19年3月までに、協会が実施した品質管理レビューについて審査を行い、13監査事務所(4大監査法人のフォローアップ含む。)に対して検査を実施した。また、検査の結果、監査法人の運営が著しく不当なものと認められたことから、金融庁長官に対して、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告(2件)した。 ・ 確認の遵守状況、会計上の見積り及び監査業務の審査態勢について、平成17年度の品質管理レビュー報告書において、協会から再指摘等を受けた事務所に対し報告徴求を行った。 ・ 中小規模監査事務所の監査の品質管理の観点から、協会が行った品質管理レビューに対する審査及び検査を行い、その結果について取りまとめ、19年3月に公表した。 (http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20070316.html) ・ 金融庁において、故意又は過失による虚偽証明等を行った公認会計士等に対する業務停止等の処分(18年7月から19年3月末までに7件)、業務の運営が著しく不当と認められた監査法人に対する業務改善指示(18年7月から19年3月末までに5件)を行うなど適切な監督に努めた。 ○ 新制度による公認会計士試験の実施に向けた準備等

		<ul style="list-style-type: none"> 公認会計士試験システムについては、試験結果を分析・管理する機能等を開発したほか、セキュリティ強化に対応する機能の開発を行い、試験の実施に合わせ、随時、運用を開始した。 ○ 予算、機構定員の要求 監査法人、公認会計士等に対する検査等の体制整備のため、引き続き19年度機構・定員要求を行い、公認会計士監査検査官4名の増員が措置された。 公認会計士等の監督体制の強化等を図るため、新たに19年度機構・定員要求を行い、課長補佐1名が措置された。 公認会計士試験システムの適切な運用の確保のため、システム運用経費について、19年度予算要求を行い、予算措置(96百万円)された。
2 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること		
(1) 金融機関等の法令遵守態勢が確立されていること		
No.	政策の名称	① 金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応
14	平成17年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護等の利用者保護の確保 明確なルールに基づく的確で厳正な行政処分 監督指針等のタイムリーな整備、見直し 貸金業者に対する的確な監督 金融先物取引業者に対する的確な監督
	参考指標	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護等の利用者保護に係る検査実施状況、個人情報流出した金融機関に対する対応状況 ルールの一層の明確化の状況、行政処分事例集の公表状況、行政処分を受けた金融機関等の法令遵守態勢の整備状況、行政処分の実施状況(行政処分の件数) 監督指針等の整備・見直し状況 貸金業者の登録状況(新規登録件数)、貸金業者に係る苦情・相談受付状況(件数)、貸金業者に係る情報の利用状況 金融先物取引業者の登録状況(新規登録件数)、金融先物取引業者に係る苦情・相談受付状況(件数)
	政策評価の結果の概要	<p>政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令違反等は、今後様々な形で行われるおそれがある。したがって、今後とも、立入検査、報告徴求等を的確に実施して実態把握に努め、法令違反等が確認された場合には、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、引き続き、処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置を講じることによって、再発防止に努める必要がある。加えて、業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供について充実を図っていく必要がある。</p> <p>以上を踏まえて、平成19年度において、貸金業の利用者保護等の体制整備のための機構定員要求を行う必要がある。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 明確なルールに基づく厳正かつ迅速な行政処分 <ul style="list-style-type: none"> 法令に照らして、利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融機関等に対し、平成18年7月から19年3月の間に99件の行政処分を行い、経営の健全化を求めるとともに、改善状況のフォローアップを行っている。 行政処分の公表等 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 行政処分を行った場合には、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を含め、全て公表を行った(財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除く)。 (イ) 法令違反等に対する業務改善命令等の不利益処分を、一覧性のあるものとして取りまとめた「行政処分事例集」について、18年7月及び19年2月に更新を行うことで、国民への情報提供を行った。なお、今後は四半期毎に更新を行うこととした。 http://www.fsa.go.jp/news/18/20060724-1.html http://www.fsa.go.jp/news/18/20070201-1.html 19年3月、行政処分に対する金融庁の従来からの考え方を「金融上の行政処分について」として公表することにより、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問

		<p>題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行うという基本原則を始め、行政処分の公正性・透明性の確保のための手段、行政処分の基準、庁内のチェック体制、事後のフォローアップについて、文書により明確にした。</p> <p>なお、4月には英訳文についても公表した。 http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/syobun.html http://www.fsa.go.jp/en/refer/guide/action.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監督指針等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の監督指針等について、それぞれ改正を行い、法令等遵守に係る監督上の着眼点等を更に整備・明確化するとともに、当該指針等に基づく厳正かつ適切な監督事務を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(19年1月23日、3月13日及び3月30日改正) (イ) 「信託会社等に関する総合的な監督指針」(18年7月19日改正) (ウ) 「金融コングロマリット監督指針」(18年7月31日及び19年3月30日改正) (エ) 「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」(18年11月1日改正) ○ 業界団体との情報交換 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要行、信託協会、地方銀行協会、第二地方銀行協会、生命保険協会との意見交換会等の機会を捉えて、法令等遵守態勢を含めた内部管理態勢の改善への取組みを要請するとともに、意見交換を行った。 ○ 機構定員要求 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定信用情報機関制度の創設に伴う指定信用情報機関の監督体制の整備及び貸金業の利用者保護体制の整備のため、19年度機構定員要求を行い、3名(課長補佐1名、係長2名)が措置された。
<p>3 市場が公正であること</p> <p>(1) 証券市場において取引の公正が確保されていること</p>		
No. 15	政策の名称	① 証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の徹底摘発、並びに証券市場における公正な価格形成等の確保
	平成 17 年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券犯罪の徹底摘発について、犯則事件の厳正な調査を実施 ・ 不公正取引やディスクロージャー違反の徹底摘発について、厳正な課徴金調査及び有価証券報告書等の検査を実施 ・ 悪質な市場仲介者の徹底摘発や検査権限範囲の拡大を踏まえた検査の基本方針・計画を策定し、検査を実施 ・ 証券市場における公正な価格形成等の確保について、不審な取引に対する迅速な審査を実施
	参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯則事件の告発状況(犯則事件の告発件数) ・ 課徴金調査及び開示検査の実施状況(検査実施件数、勧告件数) ・ 証券検査の実施状況(検査実施件数、勧告件数) ・ 取引審査の実施状況(取引審査実施件数)
	政策評価の結果の概要	<p>政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(急速に変貌する証券市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、取引の公正の確保及び証券市場に対する投資者の信頼を保持するため、市場監視の徹底及び体制の更なる充実・強化等)を行う必要がある。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>昨年来、経済情勢は回復基調を示しており、それに伴い証券市場は活況を呈しているところである。この間、インターネット取引やクロスボーダー取引の増加、相次ぐ投資ファンド等を使った複雑な取引の増加など証券市場を巡る環境は大きく変化してきている。特に、いわゆる投資ファンド関連の不公正取引や虚偽の有価証券報告書等の提出について監査を担当した公認会計士が深く関与した事例など、社会的に強く関心を集め、マスメディアにより広く国民に報道される出来事が多く見られ、市場監視体制のあり方を巡っても様々な議論がなされている。</p> <p>また、IT技術の進展や市場における競争効果も相まって、販売チャネルの拡充や投資サービスの多様化、新商品や新たな取引形態の出現など、幅広い投資家の参加を促す市場環境の整備が進展しているところである。</p> <p>加えて、第164回通常国会において、幅広い金融商品についての包括的・横断的な制度の整備を図るとともに、商品ファンド販売業者等に対する検査権限が拡大され、ま</p>

	<p>た、公開買付制度や大量保有報告書制度その他の開示書類に関する制度の整備等を行うため、証券取引法を改組して金融商品取引法とする等の法改正が行われたところであり、市場監視において期待される証券監視委の役割は、益々大きくなっている。今後の実施ルール等の作成に当たっては、効果的なエンフォースメントの実施に向け、金融庁や自主規制機関との緊密な連携を図っていく必要がある。</p> <p>証券監視委としては、与えられた責務を着実に果たすため、必要な人員の確保を含む更なる監視体制の充実を図り、急速に変貌する証券市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、犯則事件の調査、課徴金調査、開示検査、証券会社等に対する検査等を実施していくことが不可欠であると考えている。</p> <p>以上を踏まえ、平成19年度において、証券監視委の体制の充実・強化を図るための予算・機構定員要求を行う必要がある。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>○ インターネット取引やクロスボーダー取引の増加、投資ファンド等を使った複雑な取引の増加など証券市場を巡る環境が大きく変化する中、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するため、以下の活動を行った。(件数については、平成18年7月から19年3月までの件数。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯則事件の調査においては、インサイダー取引や虚偽の有価証券報告書の提出など8件の事案について告発を行った。 ・ 不公正取引に関する課徴金調査においては、6件のインサイダー取引事案について課徴金納付命令を求める勧告を行った。 ・ 有価証券報告書等の開示書類の検査においては、(株)日興コーディアルグループに係る発行登録追補書類の虚偽記載など3件の事案について課徴金納付命令を求める勧告を行い、半期報告書等の虚偽記載に係る1件の事案について訂正報告書等提出命令を求める勧告を行った。 ・ 効率的かつ効果的な検査を実施するため、「平成18事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画」を策定し、証券会社等に対する検査を実施した(143件、着手ベース)。また、検査の結果に基づき、以下のような重大な法令違反が認められた証券会社等に対し行政処分等を行うよう金融庁長官等に勧告した(15件)。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 証券会社の検査においては、内部者取引のおそれのあることを知りながら顧客の有価証券の売買の受託をする行為や、法人関係情報に基づいて、自己の計算において有価証券の売買をする行為などが認められた。 (イ) 外国為替証拠金取引を扱う金融先物取引業者や投資助言業務を行う投資顧問業者の検査においては、不招請勧誘や顧客を相手方とした証券取引行為などが認められた。 (ウ) 自主規制機関の検査においては、証券取引所の売買審査業務に係る不備などが認められた。 ・ 検査又は犯則事件の調査の結果等に基づき、①証券会社の引受審査の適正性の確保②市場指標を歪める取引の規制及び③法定帳簿の保存期限の見直しについての建議を金融庁長官に対し行った。(19年2月16日) ・ 証券市場に関する幅広い情報の収集・分析及び迅速な取引審査の実施 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 日常的な市場監視においては、不公正な取引の疑いのある事例やインターネットを通じた風説の流布等について幅広く監視を行うほか、市場取引の適正な執行についても関心を持ち、問題が把握された事案については担当部門に情報提供している。 (イ) 監視活動においては、法令違反行為発見の端緒として一般からの情報提供が重要であることから、証券監視委のホームページ上での情報の受付、ポスターの掲示や政府広報による情報提供の呼びかけ等を行い、幅広く情報提供を求めている。 (ウ) 我が国証券市場の適切な監視に基づき、クロスボーダー取引における不公正行為について海外証券規制当局との連携を行った結果、英国金融サービス機構(英国FSA)、香港証券先物委員会(香港SFC)による処分が行われた。 <p>○ 金融商品取引法の施行に向けての対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁や自主規制機関との意見交換等を行い、効果的なエンフォースメントの実施に向け、緊密な連携を図っている。 ・ 規制業者の拡大等に対応するため、「証券検査マニュアル」等について見直しの検討を行っている。 <p>○ 市場監視体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証券監視委事務局の体制を2課体制から5課体制へ再編し、インサイダー取引や有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金調査体制、証券会社等に対する

		<p>検査体制及び日常的な市場監視体制の強化を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算、機構定員の要求 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場監視機能を強化するため、19年度機構・定員要求を行い、証券検査等の業務を適切に管理・指導する体制の整備を図るために事務局次長を増設して2名体制とするとともに、検査官等26名の増員が措置された。 ・ 検査・調査等の業務を適切に行うため、19年度予算要求を行い、予算措置(438百万円)された。
<p>III 円滑な金融等</p> <p>1 我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること</p> <p>(1) 市場機能を活用した資金仲介・資源配分の発展が促されること</p>		
No.	政策の名称	① 個人投資家の参加拡大
16	平成 17 年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「投資サービス法(仮称)」の制定に向けた作業の実施 ・ 金融資産の有効活用に資する金融税制改革の一層の推進及び改正証券税制の広報 ・ 民間による個人株主の育成・拡大に向けた取組みに対する支援
	参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「投資サービス法(仮称)」の検討状況、証券市場への個人投資家の参加状況(個人金融資産に占める株式・投資信託の割合、個人株主数、特定口座数の推移) ・ 税制改正及び広報の状況、証券市場への個人投資家の参加状況(同上) ・ 個人株主育成・拡大に向けたイベント等の開催状況、証券市場への個人投資家の参加状況(同上)
	政策評価の結果の概要	<p>政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、証券市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるような、証券市場の構造改革に対する取組み等)を行う必要がある。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>証券市場の構造改革に関しては、これまでも着実に実施してきたところであり、株式市場が活況を呈するなど明るい兆しが見られるが、諸外国と比べると、依然として個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は低い水準にあり、今後とも不断に証券市場の構造改革に取り組むことが重要である。</p> <p>具体的には、利用者保護の拡充と利用者利便の向上を図るための「金融商品取引法」の円滑な施行と着実な実施、民間による個人株主の育成・拡大に向けた取組みに対する支援、改正証券税制の広報及び税制改正要望を行っていく。</p> <p>今後も、「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、証券市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるよう、誰もが投資しやすい市場の整備、投資家の信頼が得られる市場の確立、効率的で競争力のある市場の構築に向けて、個人金融資産の直接金融への動き等これまでの取組みの有効性等を踏まえつつ、証券市場の構造改革に対する取組みの充実・改善、税制面での対応、新たな施策の検討等を行っていく必要がある。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公正・透明で魅力ある市場を構築するための包括的・横断的な法制の整備(再掲。17頁参照。) ○ 金融資産の有効活用に資する金融税制改革の一層の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 19 年度税制改正要望において上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の拡充・継続等を関係当局に 18 年8月に要望し、上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の適用期限の 1 年延長等の税制措置が盛り込まれた税制改正法案が国会で 19 年3月に成立した。 ・ 19 年度税制改正の結果を踏まえ、証券税制の改正内容(上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の適用期限の延長)について、金融庁ホームページにて広報を実施した。 <p>http://www.fsa.go.jp/ordinary/zeisei/index.html</p>
No.	政策の名称	② 証券市場等の機能拡充
17	平成 17 年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券市場の機能拡充 ・ 資産の流動化の促進 ・ 振替制度に係る制度整備及びその着実な実施
	参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の検討・実施状況(金融審における検討状況、グリーンシート銘柄数(※)、売買高、売買代金等) ・ 特定目的会社を用いた流動化の状況(資産対応証券の発行額) ・ 各振替制度の円滑な稼働に向けた取組みの状況(関係政令・府令の整備、業務規程認可等)、各振替制度の稼働状況

		※ グリーンシート銘柄とは、店頭取扱有価証券に該当するものうち、証券会社が日本証券業協会に対して届出を行った上で、その証券会社が継続的に売り気配・買い気配を提示している銘柄。
	政策評価の結果の概要	<p>政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組の有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>証券市場の国際競争力の維持・向上のために、今後も取組みを進める必要がある。</p> <p>証券市場の機能拡充については、金融商品取引法の適切な実施に向け、制度の周知を図るとともに、関連する政令・内閣府令を整備する必要がある。</p> <p>資産の流動化に関しては、信託法案についての議論等を踏まえ、信託制度の整備の必要性について、引き続き、理解を求めていくとともに、資産の流動化の促進に取り組む必要がある。</p> <p>振替制度については、引き続き株式等の振替制度に関する関係政令・命令策定作業を進め、また、平成21年6月までに稼動する株式等の振替制度のシステムの構築や事務フローの見直しに関する実務者間協議を注視していくとともに、投資家に対して新たな制度の周知を行う等、法務省や市場関係者と緊密な連携を図る必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、19年度において、証券市場等の機能拡充に係る体制の強化を図るための予算・機構定員要求を行う必要がある。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本の金融・資本市場の国際競争力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の金融・資本市場の国際競争力の強化に向けた施策等を検討するため、金融審議会金融分科会に「我が国金融・資本市場の国際化に向けたスタディグループ」を平成19年1月に設置し、幅広い観点から議論をさせていただいている。 ○ 公正・透明で魅力ある市場を構築するための包括的・横断的な法制の整備(再掲。17頁参照。) ○ 資産の流動化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」において「資産流動化に関する法律」が17年6月に改正され、18年5月に施行された。また、18年12月に成立した「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」において、「資産の流動化に関する法律」が改正された。 ○ 振替制度に係る制度整備及びその着実な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者と協議しつつ、21年6月までに実施予定の株券等のペーパーレス化に向けて、政令・府令の整備を進めている。 ○ 予算、機構定員の要求 <ul style="list-style-type: none"> ・ 証券市場等の機能拡充に係る体制の強化を図るため、19年度機構・定員要求を行い、3名(課長補佐1名、係長2名)が措置された。 ・ 新たな投資サービスへの対応のための調査経費に関し、19年度予算要求を行い、予算措置(13百万円)された。(再掲。18頁参照。)
(2) 金融インフラ等がIT化等に対応できていること		
No. 18	政策の名称	① ITの戦略的活用
	平成17年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子債権制度導入に向けた検討 ・ IT活用の実態把握とシステム構築に関する金融機関間の情報交換の実施
	参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融審議会(情報技術革新と金融制度に関するWG)での検討状況等 ・ 実務家・有識者との意見交換の状況
	政策評価の結果の概要	<p>現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>電子債権制度については、平成18年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」において「平成17年12月に明らかにされた電子債権制度の骨格を踏まえて電子債権法(仮称)の制定に向けた検討を進め、平成18年度中の法的枠組みの具体化を目指す」とされたことを踏まえ、さらに検討を進めていく必要がある。</p> <p>以上を踏まえて、電子債権法(仮称)を含め、IT化の急速な進展に伴う新たなサービスに対応する法制度のあり方を検討するための体制を整備するため、19年度の機構定員要求を行う必要がある。</p> <p>IT活用の実態把握とシステム構築に関する金融機関間の情報交換の実施については、金融機関によるITの戦略的活用のより一層の浸透を図るための施策を継続していく必要がある。</p>

	政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電子記録債権制度導入に向けた検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子記録債権(電子債権から改称)については、金融審議会第二部会・情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ合同会合において、電子債権記録機関のあり方等に関し検討を進め、「電子登録債権法(仮称)の制定に向けて」(平成18年12月公表)を取りまとめた。 (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20061221.pdf) そして、これまでの検討を踏まえ、電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関に対する監督等について必要な事項を定める「電子記録債権法案」(19年3月閣議決定。法務省と共管)を第166回通常国会に提出した。 ○ IT活用の実態把握とシステム構築に関する金融機関間の情報交換の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域銀行・協同組織金融機関の経営陣を主な対象とし、IT活用についての認識を深める機会を設けることを目的とする「金融機関におけるITの戦略的活用の推進に関するシンポジウム」を福岡、仙台等全国5か所で実施した(19年1月～3月)。
(3) 我が国金融市場の国際的地位が向上すること		
No. 19	政策の名称	① 金融インフラ等の国際化への対応
	平成17年度重点施策	・ 我が国市場をアジアの金融拠点にするための方策についての関係者との共同研究等
	参考指標	・ 共同研究会の開催状況
	政策評価の結果の概要	<p>政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>平成18年6月に取りまとめられたアジア金融資本市場及び我が国市場の実態並びに今後の課題についての論点整理に基づき、アジア各国の金融監督当局との情報交換・連携の強化や、官民双方の取り組みに関する論点についての金融業界との意見交換、我が国市場の利便性の向上などに引き続き取り組む必要がある。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	アジア金融監督当局については、中国との金融監督当局間対話の定期化に合意したほか、日韓金融協議、日中韓金融監督協力セミナーを実施するなど引き続き強化に取り組んだ。
(4) 企業金融が円滑に行われ、地域経済へ貢献していること		
No. 20	政策の名称	① 中小企業金融の円滑化
	平成17年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見交換会等での要請 ・ 「中小企業金融モニタリング」等の活用 ・ 中小企業の経営の実態に即した的確な検査の実施 ・ 担保・保証に過度に依存しない融資等の促進
	参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関等への要請状況 ・ 「中小企業金融モニタリング」取りまとめ状況 ・ 金融サービス利用者相談室で受け付けた貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の状況 ・ 中小企業に対する貸出態度の状況((中小企業に対する)貸出態度判断D.I.) ・ 検査実施状況(マニュアル別冊の運用状況に関する検査モニターの実施状況等) ・ 担保・保証に過度に依存しない融資の取組み状況
	政策評価の結果の概要	<p>政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>中小企業の再生・活性化を図るため、担保・保証に過度に依存しない融資の促進等により、中小企業を含む健全な取引先への資金供給を円滑化するなど、金融機関の資金仲介機能を強化する必要がある。</p> <p>また、地域金融機関については、地域経済の再生・活性化等のため、「アクションプログラム」に基づき、各金融機関の自主的な経営判断により、中小企業の資金調達手法の多様化等を含む中小企業金融の円滑化に向けた各種取組みを進めているところであり、その進捗状況をフォローアップする必要がある。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見交換会等での資金供給の円滑化に関する要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関代表者との意見交換会等様々な機会を通じて、金融機関に対し、健全な中小企業への資金供給の円滑化に関する要請を行った。 ○ 「中小企業金融モニタリング」等の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業金融モニタリングで得られた個別金融機関に関する情報を活用し、当該金融機関の対応方針、態勢面等についてヒアリングを行った。また、金融機関代表者との意見交換会等において、中小企業金融モニタリングで得られた事例につ

		<p>いて紹介するとともに、これまでの取引関係や顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた顧客の理解と納得を得るような十分な説明の実施等について要請を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担保・保証に過度に依存しない融資等の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関代表者との意見交換会等において、金融機関に対し、事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図るよう要請した。また、各金融機関が「アクションプログラム」に基づいて策定した地域密着型金融推進計画について、担保・保証に過度に依存しない融資をはじめとする各種取組みが着実に実施されるよう、的確なフォローアップに努めた。 ・ また、平成19年2月に公表した改訂金融検査マニュアルにおいて、個人保証に過度に依存しない融資への多様化への対応の一つとして、適切な管理等が行われている動産・債権担保を、資産査定にあたり一般担保として取り扱う旨を明記した。 ・ 再チャレンジ支援総合プランに基づき、各業界団体に対し、個人保証に過度に依存しない融資の取組状況にかかるアンケートの実施・公表を要請するとともに、各金融機関に対し、個人保証に過度に依存しない融資の取組状況の公表を要請した。 ○ 中小企業の経営の実態に即した的確な検査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業向け融資については、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に基づき、中小企業の経営実態等に即した検査を推進している。また、検査モニターにおいて、被検査金融機関からマニュアル別冊の運用状況について確認し、本別冊の運用の適切性を確保する取組みを実施した。
(5) 金融システムが「官から民へ」の改革に対応したものとなっていること		
No. 21	政策の名称	① 「官から民へ」の改革に対する適切な対応
	平成17年度重点施策	・ 郵政民営化の基本方針等を踏まえた適切な対応
	参考指標	・ 郵政民営化の基本方針等を踏まえた対応状況
	政策評価の結果の概要	<p>政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>今後とも、引き続き、関係省庁と連携を図りながら、郵政民営化が円滑に実施されるよう適切に対応していく必要がある。</p> <p>また、民営化後の郵便貯金銀行・郵便保険会社に対する監督体制の整備、及び検査体制の強化のため、平成19年度において機構定員要求を行う必要がある。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 郵政民営化の基本方針等を踏まえた適切な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便貯金銀行・郵便保険会社が民営化当初に行うことができる業務範囲等を定めた「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令」及び「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令」を整備し、18年7月19日に公布した。http://www.fsa.go.jp/news/18/sonota/20060726-1.html ○ 機構定員の要求 <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵政民営化に対応した検査体制の強化及び郵便貯金銀行及び郵便保険会社に対する監督体制の整備を図るため、19年度機構定員要求を行い、参事官(郵便貯金・保険監督担当)1名、検査局に4名(金融証券検査官4名)、監督局に11名(監督企画官1名、課長補佐5名、係長5名)が措置された。
2 金融機関の企業活動が活発に行われていること		
(1) 自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われ、競争環境が整備されること		
No. 22	政策の名称	① 多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計
	平成17年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品・サービスの販売チャネルの拡大 ・ 多様な保険商品を選択できる環境の整備 ・ 規制改革の着実な推進等
	参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連制度の検討・整備状況、証券仲介業の登録状況、信託業の免許・登録状況 ・ 保険業法施行規則、監督指針の改正状況 ・ 規制改革の推進状況(17年度末までに実施済の事項数)、金融商品・サービスや金融機関・ノンバンクに対する規制のあり方の見直し等の状況
	政策評価の結果の概要	<p>政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(より利用者が自分の望む金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の満足度が高い金融システムの構築等)</p>

		<p>を行う必要がある。 (今後の課題)</p> <p>銀行等代理業制度の整備を受け、その制度の適切な運用を図るとともに、銀行等による保険募集の状況等については、引き続き、実効性のあるモニタリングを行う必要がある。また、主要行向けの総合的な監督指針「銀行業への新規参入の取扱い」に基づき、その動向に注視する必要がある。さらに、昨今のコングロマリット化の進展が利用者利便の向上に繋がるよう「金融コングロマリット監督指針」に基づき、グループとしての業務の適切性等について十分な実態把握を行うとともに、適切な監督対応を行う必要がある。</p> <p>保険商品の価格の弾力化を促進する観点から、保険料のうち保険数理に直接関係しない部分の審査が簡素化されたことを受け、今後は、モニタリングを通じて、より実効的に保険料の公平性・合理性を確保し、過当な競争を防止する必要がある。また、保険商品の販売・勧誘のあり方については、引き続き、「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」がとりまとめた報告書を踏まえ、監督指針の改正等を行う必要がある。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)等に則して、利用者利便の一層の向上を図るため、引き続き規制改革を着実に推進していく必要がある。</p> <p>さらに、利用者利便の向上に資するとの観点からも、国際的なルール策定等を通じて、金融機関の国際的な活動を円滑にするための取組みを引き続き行っていく必要がある。</p>
<p>政策評価の結果 の政策への反映 状況</p>		<p>○ 銀行等代理業制度及び銀行等による保険販売規制の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行等代理業制度が平成18年4月1日に施行されたことを受け、18年度10先に対して、新たに銀行等代理業の許可を行った(19年3月末時点、内訳:銀行代理業者9、信用金庫代理業者1)。http://www.fsa.go.jp/houan/163/index.html また、銀行等による保険募集の状況等に係るモニタリングについては、当局検査による法令等遵守状況の把握、販売チャンネル別販売実績の監視、金融サービス利用者相談室等に寄せられた苦情・相談の収集、分析及び主な保険会社、銀行等その他の関係者からの定期的なヒアリング等を行い、引き続き実効性のあるモニタリングを行っている。 <p>○ 金融コングロマリット化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融コングロマリット化への対応については、監督局総務課コングロマリット室を府令室へと昇格(18年7月)させ、専任職員を配置することにより、金融機関に対する許認可等において発生する諸問題等に対して金融コングロマリット監督の観点からの的確な指導・支援等を実施した。また、監督の過程で把握された金融コングロマリット監督指針の改正を18年7月に行うなど、金融業の構造変化に即応した監督の枠組みの整備を行った。 <p>○ 多様な保険商品を選択できる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険商品の価格の弾力化を促進する観点から、各保険会社より、予定事業費(付加保険料)に対する事業費の支出状況を保険種類及び販売経路別に報告を受け、これを集計・分析のうえ、付加保険料の合理性・妥当性・公平性の検証を実施した。なお、19年度から運転実施予定である「金融庁統合モニタリング・分析システム」の構築に向けて、システムの内容等の検討を行っている。 ・ 保険商品の販売・勧誘のあり方については、「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」がとりまとめた報告書を踏まえ、意向確認書面の導入等について保険会社向けの総合的な監督指針を19年2月22日に改正を行った。 <p>○ 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」に掲げられた金融庁関連の個別事項の着実な実施(18年度における主な実施事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業態間の相互参入【16年度以降検討・結論(結論を得たものから逐次措置)】については、幅広い一般の事業者の参入を可能とする銀行等代理業制度を創設するため、「銀行法等の一部を改正する法律」を18年4月に施行した。 http://www.fsa.go.jp/houan/163/index.html ・ 投資証券に関する大量保有報告制度の導入【18年度結論】については、投資法人の投資証券を大量保有報告制度の対象とするため、「証券取引法施行令の一部を改正する政令」を19年1月に施行した。 http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20061213-1.html ・ 根拠法のない共済に対する消費者保護ルールの整備【18年度措置(4月施行予定)】については、18年4月に施行された「保険業法等の一部を改正する法律」により、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても、原則として保険業法の規定を適用し、消費者保護の観点から、一定の事業規模の範囲内という

		<p>条件の下で、少額短期の保険のみを提供する事業者について、その事業の実態に応じた登録制等の新たな規制の枠組み(「少額短期保険業者」)を創設することとした。 (http://www.fsa.go.jp/houan/162/hou162.html)</p> <p>○ 日本の金融・資本市場の国際競争力の強化(再掲。27頁参照。)</p>
No. 23	<p>政策の名称</p> <p>平成 17 年度重点施策</p>	<p>② 金融行政の透明性・予測可能性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査マニュアル・監督指針等の公表等 ・ 検査プロセスの透明性・予測可能性の向上の観点から、「金融検査に関する指針」に基づく検査等を実施 ・ 海外監督当局との情報交換及び報道機関に対する適切な情報提供 ・ 検査結果のフィードバック体制の充実 ・ ノーアクションレター制度の活用促進 ・ 破綻事例等の検討 ・ 財務局も活用した政策広報の充実
	<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの実施状況 ・ 公表状況 ・ 検査実施状況(金融検査に関する基本指針の運用状況の検査モニターの実施状況等) ・ 海外監督当局との意見及び情報交換の状況 ・ 行政処分についての英訳文の公表 ・ 意見交換会における留意事項のフィードバック状況、指摘事例集の公表状況 ・ ノーアクションレター制度の改善に関する検討・実施状況 ・ 回答状況(回答実績) ・ 破綻事例等の検討状況 ・ 金融行政アドバイザーの活動状況、財務局との連携状況
	<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>政策の達成に向けて一定の成果は上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。 (今後の課題)</p> <p>検査マニュアル・監督指針等の公表やノーアクションレター制度の活用促進等を通じて、今後も一層金融行政の透明性・金融機関の予測可能性の向上を推進していく必要があると考えている。</p> <p>また、金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、行政処分等において行った法令解釈の周知及び行政処分に係る監督指針等の整備等により予測可能性の向上を図ることによって、法令違反行為等の再発防止に努める必要がある。</p>
	<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金融検査マニュアルの改訂 <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定後7年を経過した「金融検査マニュアル」を、パブリックコメントに付した上で、平成 19 年2月に全面改訂した。 ○ 検査結果のフィードバック体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 18 年7月、金融機関自らの内部管理態勢の強化等を促す観点から、金融検査指摘事例集及び意見申出事例集の内容の更なる充実を図った上で、作成・公表した。 (http://www.fsa.go.jp/news/18/20060705-1.html) ○ 監督指針等の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督指針の改正等(18年7月から19年3月の間に13件)について、速やかにその趣旨、内容を公表することによって、行政の透明性の確保に努めた。 ○ ノーアクションレター制度の活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ ノーアクションレター制度について、ホームページへの掲載等を通じ、引き続き制度の一層の周知を図るとともに、関係省庁との意見交換などを通じ、更なる利便性の向上に向け検討を行っている。 ○ 「金融上の行政処分について」の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 19年3月、行政処分に対する金融庁の従来からの考え方を「金融上の行政処分について」として公表することにより、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行うという基本原則を始め、行政処分の公正性・透明性の確保のための手段、行政処分の基準、庁内のチェック体制、事後のフォローアップについて、文書により明確にした。 ・ なお、4月には英訳文についても公表した。 (http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/syobun.html) (http://www.fsa.go.jp/en/refer/guide/action.html) ○ 不利益処分の公表

		<ul style="list-style-type: none"> 行政処分を行った場合には、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を含め、全て公表を行った(財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除く)。 法令違反等に対する業務改善命令等の不利益処分を、一覧性のあるものとして取りまとめた「行政処分手例集」について、18年7月及び19年2月に更新を行うことで、国民への情報提供を行った。なお、今後は四半期毎に更新を行うこととした。 (http://www.fsa.go.jp/news/18/20060724-1.html) (http://www.fsa.go.jp/news/18/20070201-1.html)
3 金融機関等が犯罪に利用されないこと		
(1) 金融機関等がマネー・ローンダリングなどの金融犯罪に利用されないこと		
No.	政策の名称	① マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化
24	平成 17 年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> 研修会及び意見交換会等の実施 外国FIU及び国際機関との連携強化 アジア・太平洋地域NCCTレビューグループ対象国の改善等及び解除国に対するモニタリング FATF勧告の遵守 マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に係るコンピュータ・システムの機能強化
	参考指標	<ul style="list-style-type: none"> 各業界及び法執行当局との意見交換会等の開催状況 外国FIUとの協議及び国際会議等への参画状況(情報交換取極件数) NCCT対象国リストに掲載されている2カ国の改善状況(解除を含む)・NCCT対象国リストから最近解除された2カ国・1地域の改善状況 勧告対応状況 処理状況(年間届出件数及び提供件数)
	政策評価の結果の概要	<p>政策の達成に向けて一定の成果は上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(金融機関等により深い協力・理解を得られるように意見交換会・研修会等を実施し、また、国際的な協力体制の推進を図るため、国際会議等に積極的に参加するとともに、更に情報交換枠組を設定する。なお、移管が円滑に進むように、しっかりと協力していく)を行う必要がある。 (今後の課題)</p> <p>疑わしい取引の年間届出件数は年々急増しており、疑わしい取引に関する情報をより多く犯罪捜査等に結びつけるためには、金融機関等からより質の高い情報がより多く届け出られる必要がある。このような届出が行われるためには、金融機関等が疑わしい取引を的確に発見することが必要であり、疑わしい取引の届出制度について、金融機関等のより深い理解・協力が得られるように、今後も、意見交換会及び研修会等を積極的に実施していく必要がある。更には、情報管理強化の観点から金融庁電子申請・届出システムの活用を推していく必要がある。</p> <p>大量の届出の中から捜査に役立つ情報を選んで、迅速かつ的確に捜査機関等に提供して有効に犯罪捜査等に結びつけるためには、捜査機関等が提供を受けた情報をどのように利用しているのかを知る必要があり、捜査機関等の法執行当局との意見交換を行う必要がある。</p> <p>マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策には国際的な協力体制を推進することが不可欠であるため、今後もFATF(金融活動作業部会)、APG(アジア太平洋マネー・ローンダリング対策グループ)等の国際会議に積極的に参加するとともに、より多くの外国FIUとの間で情報交換の枠組みを合意して、情報交換を進める必要がある。また、FATF改定勧告の国内対応については、関係省庁と更なる協力を推し進めていく必要がある。</p> <p>なお、今後、特定金融情報室(FIU)の機能が警察庁に移管される予定となっていることから、移管が円滑に進むように、しっかりと協力していく必要がある。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<p>○ 研修会及び意見交換会等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関等の疑わしい取引の届出制度への深い理解・協力が得ることを目的として、昨年に引続き平成18年度においても意見交換会及び研修会を行ったこともあり、18年1月から12月の間の届出件数は、113,860件(前年比14,925件増)、捜査機関等への提供件数は71,241件(前年比4,429件増)と増加を続けている。 意見交換会及び研修会の場を通じて、金融庁電子申請・届出システムの活用を推奨した。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 捜査機関等の法執行当局との意見交換も昨年度に引き続き18年度においても行った。 ○ 外国FIU及び国際機関との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際的な協力体制の推進については、特定金融情報室長がFATFのアジア・太平洋地域NCCT(マネー・ロンダリング対策に非協力的な国・地域)レビューグループ議長として、同グループの活動に大きく貢献するなど、FATF・APG等の活動に積極的に参加したほか、18年度中に新たに4カ国・地域との間で新たに情報交換枠組の設定を行うなど、積極的な取組を行っている。FIU移管後も、引き続きFATF、APG等の国際会議には積極的に参加する。 ○ FATF勧告の遵守 <ul style="list-style-type: none"> ・ FATF勧告実施のための「犯罪による収益の移転防止に関する法律」案(19年度通常国会において成立)について、法案作成の主管となった警察庁への協力を行い、FIU移管を円滑に達成するなどの取組を行った。 ○ FIU機能の警察庁への移管 <ul style="list-style-type: none"> ・ 19年度通常国会において、犯罪による収益の移転防止に関する法律が成立し、19年4月にFIUが移管されることとなったため、現在、移管後の業務が円滑に進むよう、警察庁との間で十分な連絡及び調整を行っている。 ・ 移管後も、金融庁は金融機関等の監督官庁として届出義務の的確な履行を確保していく。 ○ 予算、機構定員の要求 <ul style="list-style-type: none"> ・ FIUの移管に向けては、19年度予算及び機構・定員要求において、19年4月移管を前提とした要求を行い、FIU移管に伴う機構・定員の移管(特定金融情報管理官及び特定金融情報室(計13名)のうち、特定金融情報管理官の廃止及び11名の警察庁への振替、監督局総務課への2名の振替が認められた)及び移管後の業務に必要な予算(合計2百万円)が認められた。
No. 25	政策の名称	② 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応
	平成 17 年度重点施策	・ 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供及び迅速かつ適切な取組みの懲遷
	参考指標	・ 金融機関に対する預金口座の不正利用に関する情報の提供と活用の状況、意見交換等の状況
	政策評価の結果の概要	<p>政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>口座の不正利用問題については、引き続き、不正口座利用に関する金融機関等への情報提供及び当該情報に対する迅速かつ適切な取組みの懲遷を図っていく必要がある。</p> <p>また、不正に利用された口座に滞留している資金の問題に関し、利用者保護の観点から、実態の把握及び実態を踏まえた金融機関としての対応のあり方の検討等について、適切な取組みの懲遷を図っていく必要がある。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供の実施及び迅速かつ適切な取組みの懲遷 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行い、広く一般に預金口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、引き続き、情報提供件数等を四半期毎に当庁ホームページにおいて公表した(平成18年10月(18年7月～9月分)及び19年1月(18年10月～12月分)に公表)。 http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20061031-1.html http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20070131-2.html ・ なお、18年7月から18年12月の間に金融庁及び全国の財務局等から、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は1,163件、これを受け金融機関が行った利用停止は511件、強制解約等は514件となっている。 ・ 被害の未然防止や被害者救済の観点から、業界団体との定期的な意見交換において、本人確認の更なる徹底や適切な口座管理を行なうこと等について業界団体を通じ傘下金融機関に対し要請した。 ○ 不正利用口座に滞留している資金に関する金融機関としての対応のあり方の検討等についての適切な取組みの懲遷 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正利用口座に滞留している資金の返還問題については、金融機関において 	

		<p>実態調査が行なわれ、業界団体との意見交換会において当該調査結果を踏まえた金融機関としての対応のあり方についてフリーディスカッションを行なうなど、金融機関に対し適切な取組みの検討を促した。また、自民党の振り込め詐欺撲滅WTの議論に参加し、振り込め詐欺等に利用された口座に滞留する資金の被害者への迅速な返還のための方策の検討に協力した。</p>
<p>(業務支援基盤整備に係る政策)</p> <p>1 人的資源</p> <p>(1) 専門性の高い人材の育成・強化</p>		
No.	政策の名称	① 人材の育成・強化のための諸施策等の実施
26	平成17年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> 金融行政のフェーズの転換を踏まえた人材育成等の実施 通信研修の拡充
	参考指標	<ul style="list-style-type: none"> 研修の実施状況《研修後のアンケート調査結果「全体的に良かった」「効果がある」と回答する割合、概ね9割を目標》及び人材強化の推進状況 通信研修の実施状況《受講者数を維持しつつ、修了状況の前事務年度よりの向上を目標》
	政策評価の結果の概要	<p>政策の達成に向けて一定の成果は上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(必要に応じた見直し)を行う必要がある。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>○ 研修・通信研修の実施</p> <p>平成18年度においては、市場の公正性の確保及び投資家保護の観点から、複雑・高度化する証券取引に対応すべく、高度な専門知識を有する職員を育成していくために、市場行政・監視を担う職員を対象とした研修について、経験年数に応じて必要とする知識の付与を行う重層的な研修体系に再構築を行っている。また、17年9月に公表した「金融庁人材強化プログラム」に基づき、金融の複雑化・高度化に対応した専門性の養成を図るため、金融実務に関する専門的な研修について受講機会を拡大するなど、拡充を図ったところであり、これら研修の効果的・効率的な実施を図っていく必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、19年度において、人材の育成・強化のための諸施策等を実施するための予算要求を行う必要がある。</p> <p>○ 人材強化の推進</p> <p>金融・資本市場の複雑化や国際化に的確に対応していくためにも、高度な専門知識を有する職員の育成、強化が必要不可欠となっている。</p> <p>このような観点から、引き続き、弁護士、公認会計士、デリバティブ(金融派生商品)等の金融実務経験者などの民間専門家を積極的に登用していく必要がある。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<p>○ 研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度は、複雑・高度化する金融行政に対応すべく、特に市場行政・監視機能強化のために重層的な体系に再構築した研修計画に基づき、概ね計画どおり実施した。また、「金融庁人材強化プログラム」に基づき、システム開発担当者研修等を新設するとともに、金融実務に関する専門的な研修について複数回実施することで受講機会の拡大・拡充を図るなど、効果的かつ効率的な研修の実施に努めた。 <p>○ 人材強化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度な専門的な知識を有する弁護士や公認会計士を積極的に採用するとともに、専門知識を有する金融実務経験者の採用に努めた。(18年度は任期付職員(弁護士、公認会計士等)を31人、金融実務経験者を3人採用)。 これに加えて、高度な専門知識を有する職員の育成を図る観点から各種の専門研修を実施した。(専門研修の具体例:デリバティブ研修、リスク管理研修、金融関連法研修等) <p>○ 予算要求</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き人材の育成・強化を図るため、19年度予算要求を行い、予算措置(49百万円)された。
<p>2 情報</p> <p>(1) 行政事務の効率化のための情報化</p>		
No.	政策の名称	① 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進
27	平成17年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請・届出の利用推進 業務・システムの最適化

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システム調達の適正化
	参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子申請・届出の利用状況(件数)、広報誌への掲載、関係団体等を通じた周知状況 ・ 業務・システムの最適化計画の策定状況 ・ 情報システム調達へのCIO補佐官の関与状況、評価手順の適正化の状況
	政策評価の結果の概要	<p>政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(今後の課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子申請・届出の利用促進 金融庁としては「IT 新改革戦略」等に則り、引き続き電子政府の実現に向けた行政情報化の推進に努めていく必要がある。 行政手続きのオンライン利用促進に関しては、引き続き広報誌・関係団体等を通じオンライン利用が可能な手続きやその利用方法を周知するなどにより、オンライン利用の普及向上に取り組む必要がある。 ○ 業務・システムの最適化 「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」とされており、策定された業務・システム最適化計画の下、最適化の実施に向けてシステム設計・開発を行う必要がある。 ○ 情報システムの調達の適正化 安値入札の再発防止、質の高い電子政府の構築実現等のため、① 調達仕様書等の充実、② 調達先決定に係る技術的評価項目の整理、③ 調達プロセス管理の適正化、④ 調達結果の評価、⑤ ジョイント・ベンチャー参加への対応に重点的に取り組んでいく必要がある。 以上を踏まえ、19年度において、金融庁電子申請・届出システムの運用・保守及び業務・システム最適化の実施に向けたシステム設計・開発に係る予算・機構定員要求を行う必要がある。また、情報システム調達に係る体制強化のための機構定員要求を行う必要がある。
	政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電子申請・届出の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子申請・届出手続の利用促進策として、広報誌への利用案内の掲載、リーフレットの配布等の周知活動を行なった。 ○ 業務・システムの最適化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等に関する業務・システム最適化計画」に基づく次期システムの構築に向けた仕様書(要件定義)の策定を行った。 ・ 「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づく次期システムの設計・開発に取り組んでいる。 ・ 「金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画」に基づく次期ネットワークの構築に向けた仕様書(要件定義)の策定等を行なった。 ○ 情報システムの調達の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システムの調達の適正化のため、情報システム調達会議を開催し、開催に当たっては、事前にCIO(情報化統括責任者)補佐官等をメンバーとする事前審査会を行なった。また、システム調達において、CIO補佐官が調達内容を検証するなど、積極的に関与した。 ○ 予算要求 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該業務・システム最適化計画に基づき、次期システムの設計・開発等を行うため、19年度予算要求を行い、予算措置(1,461百万円)された。
(2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析		
No.	政策の名称	① 専門性の高い調査研究の実施
28	平成17年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融環境の変化に応じた調査研究の実施 ・ 庁内へのフィードバックの充実
	参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果の公表状況(公表論文等の本数・分野) ・ 庁内へのフィードバック状況(研究会、ワークショップ、勉強会の開催数)
	政策評価の結果の概要	<p>政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>職員の専門性・先見性向上を図っていくためには、研究成果の庁内へのフィードバック・関係部局との相互交流は引き続き重要であり、より一層充実させていくことが必要で</p>

		<p>あると考えている。</p> <p>また、今後、いままで以上に研究の質を高め、研究内容も金融環境の変化に対応したものを実施していくためには、外部との情報交流をより充実させていくことが重要である。</p> <p>以上を踏まえ、平成19年度において、金融研究会関係経費、研究論文執筆関係経費等の予算要求を行う必要がある。</p> <p>加えて、引き続き、学識経験者(大学教授)であるセンター長の指導のもと、研究活動の更なる向上、国内外の学識者との交流の進展を図っていく必要がある。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究成果の庁内へのフィードバック、関係部局との相互交流 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究官等による研究論文を含むディスカッションペーパーのホームページ掲載等(10本)を行うとともに、庁内の論文検討会として論文ワークショップを8回開催した。 ・ 庁内各部局からの要請に基づく専門的知識、技術の提供等により、研究成果のフィードバック及び関係部局との相互交流の促進を図った。 ○ 外部との情報交流 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融をはじめとする様々な分野の実務家研究者等を講師とする、庁内職員が自由に参加できる勉強会を計13回(通算では106回)開催したほか、研究活動の一環として1研究会を開催した。 ○ 金融環境の変化に応じた調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに研究官を1名採用し、金融研究研修センターにおいて、金融業務の国際化・高度化・複雑化に対応する研究体制の充実を図った。 ○ 研究活動の更なる向上、国内外の学識者との交流の進展 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融研究研修センターの研究論文及び活動報告を所収した「FSA リサーチ・レビュー2006」を平成19年2月に発行し、ホームページ掲載のほか研究機関、大学図書館、シンクタンク等約500箇所配布した。 このほか、第1回国際コンファレンスの内容を取りまとめた「FSA リサーチ・レビュー特集号」を当庁ホームページに18年8月に掲載した。 ・ 18年12月に第2回国際コンファレンス「金融仲介業の競争力について(銀行業を中心として)」を、また18年12月に「債権回収率・LGDモデルシンポジウム」を開催し、国内外の研究機関、研究者、政府機関、金融関係者との交流を行った。 ○ 予算要求 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融研究会関係経費、研究論文執筆関係経費等のため、引き続き19年度予算要求を行い、予算措置(35百万円)された。

(3) 総合評価方式を用いて、「平成16年度金融庁政策評価実施計画」等に基づき、「金融システム改革(日本版ビッグバン)」について評価を実施中。